

金沢市社会福祉協議会

中期経営計画

- 「誰もが支え合いながら 安心していきいきと
心豊かに暮らせるまち 金沢」の実現を目指して—

令和6年3月



社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

はじめに

金沢市社会福祉協議会は、本年（2024年）12月に法人設立70周年を迎えます。設立以来、地域住民団体や社会福祉施設、ボランティアの方々との連携と、各行政機関との密接なパートナーシップにより、この金沢において地域福祉推進の中核的な役割を担ってまいりました。

現在の金沢市社協は、設立当初と比べて多くの事業を実施し、これに伴って組織と財政の規模が飛躍的に大きくなっています。このことから、将来に向けた法人経営の安定と、求められるニーズに合わせた各事業の発展を図ることを目的に、今般、「金沢市社会福祉協議会中期経営計画」を策定いたしました。

今、わが国では、少子高齢化と人口減少のさらなる進行、格差の広がり、孤独・孤立と分断が進んでいます。また、大規模な災害が多発し、さらに海外では戦争によって多くの尊い生命が奪われています。先行きの見えない不安と、無力さをも感じる厳しい現実があります。

一方で、今年1月に甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震に対しては、各方面からの多くの支援や、復興に向けた様々な取り組みが行われており、人のやさしさと思いやり、人間の持つ力の強さが改めて示されました。身近な地域や福祉の現場などにおいても、困難を乗り越え、人間の尊厳と生存を守るための様々な営みが続けられており、希望のともしびが至るところで輝き続けていることもまた、紛れもない事実です。

こうした地道でひたむきな活動を組織化し、すべての人を排除せず包摂して、人と人・人と社会がつながり支え合う地域づくりをめざすのが地域福祉の今後の方向性であると考えます。金沢市社協では、本計画に基づいて経営基盤の強化と事業の展開を図り、社会福祉法に規定された市町村社会福祉協議会の役割である地域福祉の推進にさらに努めてまいりますので、市民の皆様、関係各位には、引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたりお力添えをいただきました中期経営計画策定委員会委員の皆様、並びにアドバイザーとして御助言いただいた日本福祉大学教授の渋谷篤男先生に深く感謝を申し上げます。

2024年（令和6年）3月

社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

会長 高柳晃一

金沢市社会福祉協議会への期待

－中期経営計画の策定を通して－

国から「地域共生社会」が提案され、いま、社会福祉が大きく動こうとしています。包括的支援体制をつくること、相談支援⇒参加支援⇒地域づくりの流れをつくること、そして住民の福祉活動とりわけ相談支援における力を評価することなどがその中核となっています。また、従来、福祉課題という用語を使ってきたところを「地域生活課題」として、住まい、就労、教育まで広げて課題をとらえるということが提案されています。

ただ、この地域共生社会の構想は、けっして新しく生まれたものではなく、現場が積み上げてきた地域福祉実践にもとづき、論議を重ね、かたちづくられてきたものです。金沢の地域福祉の取り組みも、地域住民、福祉関係者の協働により、先進的にすすめられてきており、高く評価されています。また、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（社会福祉法 109 条）と位置づけられている金沢市社会福祉協議会もその力を発揮してきたことと思います。

しかし、心配なことがあります。これは金沢市だけのことではないのですが、地域社会における人と人とのつながり・支えが想定を超えて弱くなっていること、そして福祉制度が伸びてきたことはよいのですが、制度さえしっかりしていれば大丈夫というような錯覚が人びとの中に、そして福祉関係者の中にも生まれていることです。

この中期経営計画は、いままでの地域住民や関係者のそれぞれの活動、また、協働・連携による地域福祉の取り組みの成果を確認・評価するとともに、なお、厳しい状況に直面する中で、金沢の社会福祉協議会としての果たすべき役割を明らかにし、その決意をあらためて表明するものとなっています。

とは言っても、社会の状況は常に変化し、課題も刻々と変化していくことが予想されます。住民、関係者の方々には、意見を忌憚なく、お寄せくださることをお願いするとともに、金沢市社会福祉協議会は、それをしっかり受け止め、真に連携・協働の実をあげることを期待しています。

2024 年（令和 6 年）3 月

日本福祉大学福祉経営学部

教授 渋谷 篤 男

（中期経営計画策定委員会アドバイザー）

金沢市社会福祉協議会 中期経営計画 目次

はじめに（金沢市社協会長 高柳晃一）	… 1
金沢市社協への期待 —中期経営計画の策定を通して— （中期経営計画策定委員会アドバイザー 渋谷篤男氏）	… 2
I 中期経営計画策定の背景と概要	… 4
1 計画策定の趣旨	
2 計画の概要と期間	
3 計画策定の方法	
4 計画策定のスケジュール	
5 計画の進行管理	
II 金沢市社協が目指す姿	… 7
1 使命 2 理念 3 基本方針	
III 法人の経営課題（環境分析）	… 8
IV 中期経営計画の内容	… 9
—使命達成のための経営課題解決に向けた取組と達成目標—	
1 計画の体系	
2 経営課題解決に向けた取組	
3 達成目標（5年後に目指す金沢市社協の姿）	
V 資料	… 20
1 中期経営計画策定の経緯	
2 中期経営計画策定要領	
3 中期経営計画策定委員会委員等名簿	
参考資料 金沢市社協の現状と法人設立後70年の歩み	… 25
1 金沢市社協の現状	
2 法人設立後70年の歩み	
3 金沢市地域福祉計画2023（抜粋）	

I 金沢市社会福祉協議会 中期経営計画策定の背景と概要

1 計画策定の趣旨

社会保障・社会福祉の制度改正が行われる中、社協を取り巻く状況も大きく変化しています。「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を掲げた生活困窮者自立支援制度、住民主体の生活支援サービスの開発や日常生活圏域での協議体整備を推進する生活支援体制整備事業、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置、さらに平成29年社会福祉法の改正においては、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の整備を図ることが自治体の努力義務とされるなど、「地域福祉の『施策化』」が進んでいます。

かつてのように地域住民の福祉活動やボランティア活動が地域福祉の主な内容であった時代では、地域福祉は社協が中心となり推進してきました。しかし、重層的支援体制整備事業のように市町村が実施主体となり、「地域福祉の『施策化』」が進められるようになった今日、社協以外のさまざまな主体が地域福祉の領域に参入することが想定されています。

社協は、これまで地域福祉の主体としての役割を果たしてきたのか、そして、今後、さまざまな主体と連携・協働し、その役割を果たせるのか、今まさに社協の真価が問われています。

金沢市社協は、1954（昭和29）年の法人設立以来、地区社協の役職員や民生委員児童委員・ボランティア・町会関係者等の住民の参加と協力のもと、福祉サービス提供事業者（福祉施設等）・福祉関係団体・行政等と密接に連携し、専門的機能を有する公共性の高い非営利の民間組織として、市民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んできました。また、金沢市が策定する「金沢市地域福祉計画」においても、2003（平成15）年の策定当初から現在に至るまで、各施策の展開における金沢市社協の取組内容・役割を明確に位置づけており、金沢市社協は同計画の目標達成に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、先に述べたとおり、社協を取り巻く状況が大きく変化している中で、また、2040年問題ともいわれる現役世代の減少が顕著となることや人口減少社会が予想される中、今後、金沢市社協がどのような役割を果たしていくのか、その役割を果たすための組織体制、財政基盤、人材確保・育成・定着、連携・協働の場としての機能、行政とのパートナーシップなどにおける課題の把握や今後どうあるべきかについて、組織的な議論を重ね、方向性を示していく必要があります。

金沢市社協は、2024（令和6）年12月に、法人設立70周年を迎えます。また、今年、2023（令和5）年は、市町村社協法制化40周年の節目の年になります。

この節目の年にあたり、あらためて金沢市社協としての目指すべき方向性及び具体的な取組を示す「中期経営計画」を策定するものです

2 計画の概要と期間

「地域福祉を推進する中核的な団体」としての使命や経営理念、基本方針を明確にします。また、その実現に向けた次の事項に関する具体的な取組を明示します。

- (1) 法人組織体制
- (2) 事務局組織体制
- (3) 財務管理・業務改善・リスク管理・コンプライアンスに関する体制
- (4) 行政とのパートナーシップ
- (5) 重点事業実施体制

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、早期に取り組む事項は、令和5年度から着手します。

※参考…「市区町村社協中期経営計画策定の手引き」（令和5年3月 社会福祉社法人全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会企画小委員会 発行）抜粋

(1) 中期経営計画とは

- 中期経営計画とは、市区町村社協が、「地域福祉を推進する中核的な団体」としての使命や経営理念、基本方針を明確にし、その実現に向けた組織体制、事業展開、財務等に関する具体的な取組を明示した、3～5年程度を期間とする行動計画です。
- 社会保障・社会福祉制度の動向、地域生活課題の現状、福祉サービスの整備状況、住民参加の取組の状況等の外部環境や、社協の組織体制、事業の内容、職員体制、財務状況等の内部環境を十分把握・検討したうえで、中期経営計画を策定し、進行管理を行います。

3 計画策定の方法

金沢市社協会長、副会長、業務執行理事、理事を中心として方針を定め、事務局に策定の指示を行います。

具体的には、中期経営計画策定要領に基づき、同計画策定委員会を設置して策定します。

また、計画の策定は、次の手順で行います。

- (1) 使命・経営理念・基本方針の設定
- (2) 経営状況・経営環境の把握・分析
- (3) 経営課題の抽出
- (4) 経営戦略（経営課題解決に向けた取組と達成目標）の策定

4 計画策定のスケジュール

- ・令和5年3月 理事会及び評議員会で、令和5年度事業計画・予算において、中期経営計画を策定することについて承認
- ・令和5年6月 理事会で、計画策定の基本方針について確認
- ・令和5年7月～令和6年2月
計画策定委員会開催（4回程度）
- ・令和6年3月 理事会及び評議員会で、策定した計画を報告（承認）

5 計画の進行管理

計画は、PDCAサイクル（計画→実行→評価→見直し・改善）を基本とし、法人全体で取り組みます。計画全体の進捗状況について評価を行い、理事会・評議員会への報告・提案を行いながら、次の取組にいかしていきます。

Ⅱ 金沢市社協が目指す姿（使命・経営理念・基本方針）

1 使命

「誰もが支え合いながら 安心していきいきと心豊かに暮らせるまち 金沢」の実現

2 経営理念

- ① 地域住民及び福祉関係者、福祉以外の多様な関係者の協働・連携による包括的な支援体制の構築
- ② 一人ひとりの人格と個性が尊重され、その人に合った役割や居場所を持ちながらその人らしい生活を送ることができる福祉サービス・活動の実現
- ③ 生活課題の解決に向けた先駆的・開拓的な取組の実践
- ④ 持続可能で責任ある自律した組織経営

3 基本方針

金沢市社会福祉協議会は、使命達成のため、次の基本方針により行動します。

- ① 地域住民同士の支え合いの活動や生活課題の解決に向けた地域住民主体の取組を、積極的に応援します。
- ② 事業の展開にあたって、「協働・連携の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協力が得られるよう取り組みます。
- ③ 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、地域社会の支持・信頼を得られるよう情報公開や説明責任を果たし、積極的な情報発信を行います。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。
- ⑤ 職員が、働きがいを持ち、いきいきと働くことができる職場環境づくりを進めます。

Ⅲ 法人の経営課題〔環境分析…SWOT分析〕

法人の環境分析は、全国社会福祉協議会・地域福祉委員会企画小委員会が作成した「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」を活用し、社協としての「強み」や「弱み」、課題等を洗い出し、SWOT分析の手法により整理しました。

	機会(Opportunities)	脅威(Threats)
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・施策として、地域共生社会の実現が求められている。⇒これまで市社協が進めてきた「地域における人と人の支え合い体制の充実」、「住民、福祉関係者、社会福祉事業者、専門機関、行政等の多様な主体との連携・協働を図り、人々が安心して暮らせる社会を実現」するための取組をさらに発展させることができる。 ・SDGsの取組が広がってきている。 〔特に金沢市〕 ・金沢市地域福祉計画をはじめ、市の各種計画等に、市社協の役割及び取組内容が明記されている。(計画策定にあたり、市と一体的に、または、参画して策定している。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化・人口減少時代を迎えている。 ・独居者の増加、就職氷河期世代の高齢化等により社会的孤立の問題が深刻化する恐れがある。 ・国や地方自治体の財政状況がさらに厳しくなる恐れがある。 ・地域福祉に携わる人材が不足する恐れがある。 ・自然災害が多発している。 ・地域コミュニティが弱体化、地域生活課題が多様化している。 〔特に金沢市〕 ・同じ市内でも、地域(小学校区域等)により、高齢化・少子化・人口減少等の状況が異なる。
	強み(Strength)	弱み(Weakness)
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・役員や評議員を、市民団体、福祉団体、社会福祉事業関係者、ボランティア・NPO団体、経済団体、福祉行政関係者等の幅広い関係者で構成している。 ・市内全地区に地区社協が設置され、住民主体の福祉活動の中核を担っている。 ・住民主体の福祉活動の推進に必要な地区社協や地区民児協、ボランティア団体等とのネットワークがある。 ・福祉サービスの質向上や人材養成等について、福祉施設や介護サービス事業者等とのネットワークをいかし取り組んでいる。 ・包括的な相談支援や権利擁護支援、災害時の支援等に必要な機関や専門職団体、当事者団体等とのネットワークがある。 ・職員に関しての強み…年齢構成が幅広い。明るい。あいさつができています。困難な課題や複雑なケースにも意欲的に取り組んでいる。関わる人・団体等との信頼関係の構築に努力している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員、評議員はじめ、構成団体や住民に、社協の役割・取組を十分に伝えられていない。 ・構成団体や会員の定義・範囲が明瞭ではなく、関係者の総意を結集できる組織になっていない。 ・土地や建物等の資産を保有していない。 ・自己収益比率が低い。委託費収入による財源割合が高い。 ・地区社協に事業実施等にかかる負担感がある。 ・法人経営に関わる組織体制が弱い。(組織マネジメント、財務、人事・労務)⇒経営状況の分析や将来ビジョンの明確化、人材確保・養成、職場環境の整備、リスクマネジメント(情報セキュリティ、BCP策定)等が十分ではない。 ・社協の使命や基本方針がすべての職員に浸透しているとは言い難い。

IV 中期経営計画の内容

～使命達成のための経営課題解決に向けた取組と達成目標～

1 計画の体系

本計画では、以下の体系により、経営課題解決に向けた取組を示します。

(1) 法人組織体制の強化	
経営課題の項目	①会員・組織構成 ②理事・監事・評議員 ③経営理念 ④広報・情報発信
(2) 事務局組織体制の強化	
経営課題の項目	①職員採用・人事考課 ②人材育成・研修 ③組織横断・部門間連携
(3) 財務管理・業務改善・リスク管理・コンプライアンスに関する体制の充実	
経営課題の項目	①財源確保 ②財務管理 ③業務改善 ④労務管理 ⑤リスク管理 ⑥法令遵守
(4) 行政とのパートナーシップの推進	
経営課題の項目	①協議・交流体制 ②委託事業 ③政策提言 ④今後の拠点
(5) 重点事業実施体制の充実	
経営課題の項目	①地域福祉活動推進 ②個別支援と地域づくり ③地域福祉計画・地域福祉活動計画 ④包括的な相談と支援 ⑤相談支援業務のマネジメント体制 ⑥多機関協働 ⑦権利擁護支援体制

2 経営課題解決に向けた取組

各項目ごとに、課題の解決に向けた取組を示します。

(1) 法人組織体制の強化

項目	経営課題
①会員・組織構成	社協の役割や事業、組織、会員制度、会費の意義について、関係団体・地域住民への説明が十分にされていない。また、会員制度の意義について、十分に整理ができておらず、会員加入の積極的な呼びかけを行っていない。
②理事・監事・評議員	理事会・評議員会での活発な議論がされていない。
	役員、評議員に福祉分野以外の関係者が少ない。
③経営理念	使命・経営理念・基本方針が明確になっていない。
④広報・情報発信	社協の使命・経営理念・基本方針が役職員、会員、関係団体・地域住民に十分に浸透していない。
	社協の役割や事業、組織、会員制度、会費の意義について、関係団体・地域住民への説明が十分にされていない。(再掲)
	情報公開を適切に実施する体制が十分ではない。

(2) 事務局組織体制の強化

項目	経営課題
①職員採用・人事考課	求める人材像や人材確保・育成・定着に関する方針を明確にしていない。
	社協組織に対応した人事考課制度や目標管理制度となっていない。
②人材育成・研修	職階性や職務経験に応じた研修やOJT、OFF-JTの視点に基づく研修計画がない。
	マネジメントを担う職員を計画的に育成する体制ができていない。
③組織横断・部門間連携	事務局の各部署で把握した課題や必要な取組について、法人組織として検討・協議・提案・解決する仕組みがない。 相談支援部門と地域福祉活動推進部門、総務部門間の連携に関する具体的な仕組みができていない。

経営課題解決に向けた取組	着手年度
○社協の役割や事業、組織、会員制度、会費の意義について、会員・構成団体・関係団体・地域住民への丁寧な説明及び情報提供を行う。また、会員制度の意義を整理するとともに、会費のあり方について見直し・検討を行う。	R 6
○法人経営に関する役員研修の実施や役員・評議員へのわかりやすい情報提供を行い、経営主体、議決機関としての機能強化を図る。	
○理事、評議員の構成について検討を行う。	
○中期経営計画を策定し、使命・経営理念・基本方針を明確にする。	R 5
○中期経営計画で明確にした使命・経営理念・基本方針を、広報媒体や研修・会議等の場において役職員、会員、関係団体・地域住民に説明する。	R 6
○社協の役割や事業、組織、会員制度、会費の意義をわかりやすく紹介・PRするパンフレットを作成し、研修・会議等の場において関係団体・地域住民に説明する。	
○情報管理に関する規程の見直し及び部門間横断的な広報担当者の配置に向けた検討を行う。	

経営課題解決に向けた取組	着手年度
○求めている人材像や人材確保・育成・定着に関する方針を策定し、人材の確保・育成・定着を図る。	R 6
○社協組織にふさわしい人事考課制度や目標管理制度の導入に向けた検討を行う。	
○求めている人材像や人材確保・育成・定着に関する方針に基づく研修体系を構築し、年度ごとの研修計画に反映させ、職員一人ひとりの職務経験等に応じた育成を行う。	
○マネジメントを担う職員を計画的に育成する。	
○課長会議に加えて、経営会議（会長、業務執行理事、事務局長）、相談支援部門・地域福祉推進部門連絡会議、課題対応プロジェクトチーム等を設置し、法人組織として検討・協議・提案・解決を行うための仕組みを整備する。	

(3) 財務管理・業務改善・リスク管理・コンプライアンスに関する体制の充実

項目	経営課題
①財源確保	自主財源の確保に向けた取組が十分にできていない。
	社協の役割や事業、組織、会員制度、会費の意義について、関係団体・地域住民等への説明が十分にされていない。(再掲)
	受託事業の一部において、一般管理経費が算定されていない事業や社協が受託する意義を再検討する必要があると考えられる事業がある。
②財務管理	財務管理の実施体制が不十分である。
	職員が、予算の仕組みや内容を十分理解していない。
	社協に事務局を置く団体との事務局業務に係る契約等を締結していない。
③業務改善	業務の効率化、D X化が進んでいない。
	事業の評価や見直しの取組が十分にできていない。
④労務管理	就業規則や給与規程が複雑でわかりづらい。
	職員のメンタルヘルスに関する対策が十分ではない。
⑤リスク管理	B C P 計画(事業継続計画)を策定していない。
⑥法令遵守	コンプライアンスに関する体制が十分ではない。

(4) 行政とのパートナーシップの推進

項目	経営課題
①協議・交流体制	経営状況や組織構成に関する情報交換・協議を十分に行っていない。
②委託事業	受託事業の一部において、一般管理経費が算定されていない事業や社協が受託する意義を再検討する必要があると考えられる事業がある。(再掲)
③政策提言	組織としての政策提言を行う仕組みがない。
④今後の拠点	将来に向けて、地域福祉推進拠点のあり方について検討をしていない。

経営課題解決に向けた取組	着手年度
○役職員が、自主財源の必要性について共通認識し、確保方策の検討を行う。 ○会費・寄付金・共同募金配分金の使途内容の明確化、基金の活用方法の見直しを行うとともに、社協の役割や事業、組織、会員制度、会費の意義について、会員・構成団体・関係団体・地域住民への丁寧な説明及び情報提供を行う。	R 6
○社協が当該受託事業に取り組む意義や受託事業の効果・委託金の積算内容の検証を行い、委託事業の適正化に向けて行政や石川県社協等との協議を行う。	R 5
○経理規程に基づく会計処理を行うことを基本として、経営実態をより正確に把握するための会計のポイントを踏まえた財務分析を行う。	R 6
○職員一人ひとりが予算の仕組みや内容を十分に理解するための研修を行う。	
○社協に事務局を置く団体と、業務に係る覚書や契約書の締結に向けて協議を行う。	R 5
○書類の電子化によるペーパーレス化、業務効率化のためのシステム等の活用を進めるとともに、事業の必要性と妥当性を検証するための事業評価の仕組みを整備する。 ○事務局内に課題対応プロジェクトチームを設置し、業務改善を進める。	
○就業規則や給与規程の点検及び必要な見直しを行うとともに、よりわかりやすい手引書等の作成を検討する。	R 6
○メンタルヘルスやハラスメント防止のための相談体制を整備するとともに、職場の安全衛生教育に関する研修を実施する。	
○課題対応プロジェクトチームにおいてBCP計画（事業継続計画）を策定するとともに、災害を想定した職員参集訓練や災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する。 ○不祥事防止対策を強化する。	R 5
○役職員への法令・定款・規程・規則の遵守の徹底を図るための研修を行う。 ○コンプライアンスに関する内部管理体制を点検し、必要な体制を整備する。	R 6

経営課題解決に向けた取組	着手年度
○金沢市との定期的な会議を開催し、委託事業を含めた現状の施策・取組の成果・課題についての共通認識を持ち、将来的に必要となる施策・取組について意見交換を行う。 ○金沢市と社協の職員合同研修、市のプロジェクトチームへの社協職員の参画、人事交流の検討を行う。	R 5
○社協事務局内の経営会議等での検討、理事会・評議員会での協議を踏まえた法人組織としての政策提言を行うための仕組みを整備する。	R 6
○将来を見据えた地域福祉推進の拠点の機能・役割のあり方について、金沢市との意見交換を行う。	

(5) 重点事業実施体制の充実

項目	経営課題
①地域福祉活動推進	<p>事務局の各部署で把握した課題や必要な取組について、法人組織として検討・協議・提案・解決する仕組みがない。(再掲)</p> <p>市民活動団体や企業・労働組合等の社会貢献活動推進団体との連携・協働が十分にできていない。</p> <p>福祉以外の関係者とのネットワークや多様な主体との連携・協働による社会資源の開発が十分にできていない。</p> <p>多様な主体、人材が参画する共同募金委員会組織になっていない。</p>
②個別支援と地域づくり	<p>個別支援と地域づくりを展開する意義や目的についての事務局内、法人組織内の共通認識が十分にできていない。</p> <p>個別支援と地域づくりの展開に携わる職員を育成するための体制が十分にできていない。</p> <p>相談支援部門と地域福祉活動推進部門の連携に関する具体的な仕組みができていない。</p>
③地域福祉計画・地域福祉活動計画	<p>地域福祉活動計画の位置づけが明瞭になっていない。</p>
④包括的な相談と支援	<p>支援ニーズの増加と相談・支援に携わる職員の欠員などにより、きめ細やかな対応や同行支援等が困難になる状況がある。</p> <p>包括的な相談と支援を行ううえでの基本的な視点や方法等について、携わる職員の共通理解・認識が十分ではない。</p>
⑤相談支援業務のマネジメント体制	<p>スーパービジョンの機会が少ない。</p> <p>相談支援部門と地域福祉活動推進部門の連携に関する具体的な仕組みができていない。(再掲)</p> <p>相談記録を適切に共有する仕組みが整っていない。</p>
⑥多機関協働	<p>地域における多機関協働の取組について、日頃から関わりがある機関には認識されているが、まだ十分に浸透していない。</p>
⑦権利擁護支援体制	<p>市民後見人の育成や法人後見の取組について、社協としての方針が定まっていない。</p> <p>入院・入所、賃貸住宅への入居の際の支援等に関する課題解決の取組について、社協としての方針が定まっていない。</p>

経営課題解決に向けた取組	着手年度
○経営会議（会長、業務執行理事、事務局長）、相談支援部門・地域福祉推進部門連絡会議、課題対応プロジェクトチーム等を設置し、法人組織として検討・協議・提案・解決を行うための仕組みを整備する。	R 5
○福祉以外の多様な団体・関係者へ、社協の役割や事業、組織等をわかりやすく説明するとともに、包括的な相談支援や社会参加の場づくりを進める中で、活動への参加・協力の呼びかけを行う。 ○法人組織として、福祉以外の多様な団体・関係者や住民主体の福祉活動推進組織等に関する情報の収集・共有を行う。	R 5
○金沢市共同募金委員会役員と、共同募金委員会組織やより効果的な配分金の活用内容、広報のあり方等についての協議を行う。	R 6
○役職員が、中期経営計画で明確にした使命・経営理念・基本方針に基づき、個別支援と地域づくりを一体的に展開する意義や目的について、研修・会議等を通じて理解し共通認識をもつ。 ○研修計画に、個別支援と地域づくりの展開に携わる職員を育成するための内容を位置付けるとともに、人材確保等に関する方針に基づき、求める人材の確保・育成・定着を図る。	R 6
○相談支援部門・地域福祉推進部門連絡会議、課題対応プロジェクトチーム等を設置し、組織全体で対応する局内連携体制を整備する。	R 6
○役職員が、地域福祉計画・地域福祉活動計画における社協の役割・取組について、あらためて認識・確認する機会を設ける。 ○次期の金沢市地域福祉計画策定段階において、社協がより協議体としての意見を反映できる仕組みを検討する。	R 7
○職員が、中期経営計画で明確にした使命・経営理念・基本方針に基づき、包括的な相談と支援に取り組む意義や目的について、研修・会議等を通じて理解し共通認識をもつ。 ○研修計画に、包括的な相談と支援に携わる職員を育成するための内容を位置付けるとともに、人材確保等に関する方針に基づき、求める人材の確保・育成・定着を図る。	R 6
○相談支援部門・地域福祉推進部門連絡会議、課題対応プロジェクトチーム等を設置し、組織全体で対応する事務局内連携体制を整備する。 ○課題対応プロジェクトチームにおいて、事務局内横断的な相談支援及び情報共有のあり方を検討するとともに、職員のマネジメントスキルを高めるための研修受講や専門職団体の協力を得てスーパービジョンの機会を設けるなど、相談支援業務のマネジメント体制を整備する。	R 6
○包括的な相談支援や社会参加の場づくりを進める中で、活動への参加・協力の呼びかけを行う。	R 5
○金沢市成年後見制度連絡協議会の提言や金沢市の動向を踏まえ、経営会議（会長、業務執行理事、事務局長）、相談支援部門・地域福祉推進部門連絡会議、課題対応プロジェクトチーム等において権利擁護体制のあり方を検討し、法人組織としての方針を定める。	R 6

3 達成目標（5年後に目指す金沢市社協の姿）

5年間の取組を通じた達成目標を示します。

（1）法人組織体制の強化

目標	説明
協働・連携の場（プラットフォーム）としての役割発揮	地域住民や福祉関係者、福祉以外の多様な関係者の参加と協力を得て、「協働・連携の場」（プラットフォーム）としての役割を發揮しています。
多くの地域住民・関係者の参加	社協の役割や事業、組織、会員となる意義について、わかりやすい説明がなされ、多くの地域住民、関係者・団体が社協活動を支えています。
経営主体としての理事会機能の充実	理事会が、活発な議論等を踏まえ、法人の進むべき方向性を示し、経営主体としての機能を果たしています。
多様な関係者による理事・監事・評議員の構成	地域住民や福祉関係者、福祉以外の多様な関係者から理事、監事、評議員が構成され、それぞれの役割に応じて積極的に経営に関わっています。
社協の使命等の明確化と役職員の理解	社協の使命・経営理念・基本方針を明確にし、すべての役職員が理解し、使命達成にむけた取組を行っています。
社協の使命や役割等の積極的な情報発信	地域社会に向けて、社協の使命・経営理念・基本方針及び役割、事業、組織、会員制度、会費の意義について、積極的に情報発信しています。

（2）事務局組織体制の強化

目標	説明
人材確保・育成等に関する方針の明確化	求めている人材像や人材確保・育成・定着に関する方針を明確にし、職員の確保・育成・定着を図っています。
研修体系の構築	求めている人材像や人材確保・育成・定着に関する方針に基づく研修体系を構築し、職員一人ひとりの職務経験等に応じた育成を行っています。
人事考課・目標管理制度の導入	社協組織にふさわしい人事考課制度や目標管理制度を導入し、職員が目標意識や働きがい・やりがいをもって職務に取り組んでいます。
経営会議や部門連絡会議・PT等による部門間連携	経営会議や課長会議、相談支援部門・地域福祉推進部門連絡会議、課題対応プロジェクトチーム等で、社協全体での課題の共有・検討・協議・提案・解決を行っています。（各部門が連携し、組織横断的にオール社協で取り組んでいます。）

(3) 財務管理・業務改善・リスク管理・コンプライアンスに関する体制の充実

目標	説明
財務分析と安定した財源確保	経営実態を正確に把握した財務分析を行うとともに、委託金・自主財源など安定した財源確保を行っています。
会費・基金等の情報提供と広報	会費・寄付金・共同募金配分金・各種基金の用途内容や活用方法などについて、地域住民、関係者・団体への丁寧な説明及び情報提供を行っています。
業務の効率化と改善	書類の電子化によるペーパーレス化、業務効率化のためのシステム等の活用を進めるとともに、事業の必要性と妥当性を検証するための事業評価の仕組みを整備し、業務改善を図っています。
働きやすい職場環境づくり	就業規則や給与規程等の見直しや職員への周知、メンタルヘルスやハラスメント防止のための相談体制の整備、職場の安全衛生教育に関する研修の実施等により、職員が働きやすい職場環境づくりを行っています。
緊急事態に備えたリスク管理	B C P 計画（事業継続計画）に基づく実地訓練や災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施し、リスク管理を行っています。
コンプライアンス体制の整備	役職員への法令・定款・規程等の遵守の徹底を図るための研修を実施するとともに、必要な不祥事防止対策を講じ、コンプライアンスに関する体制を整備しています。

(4) 行政とのパートナーシップの推進

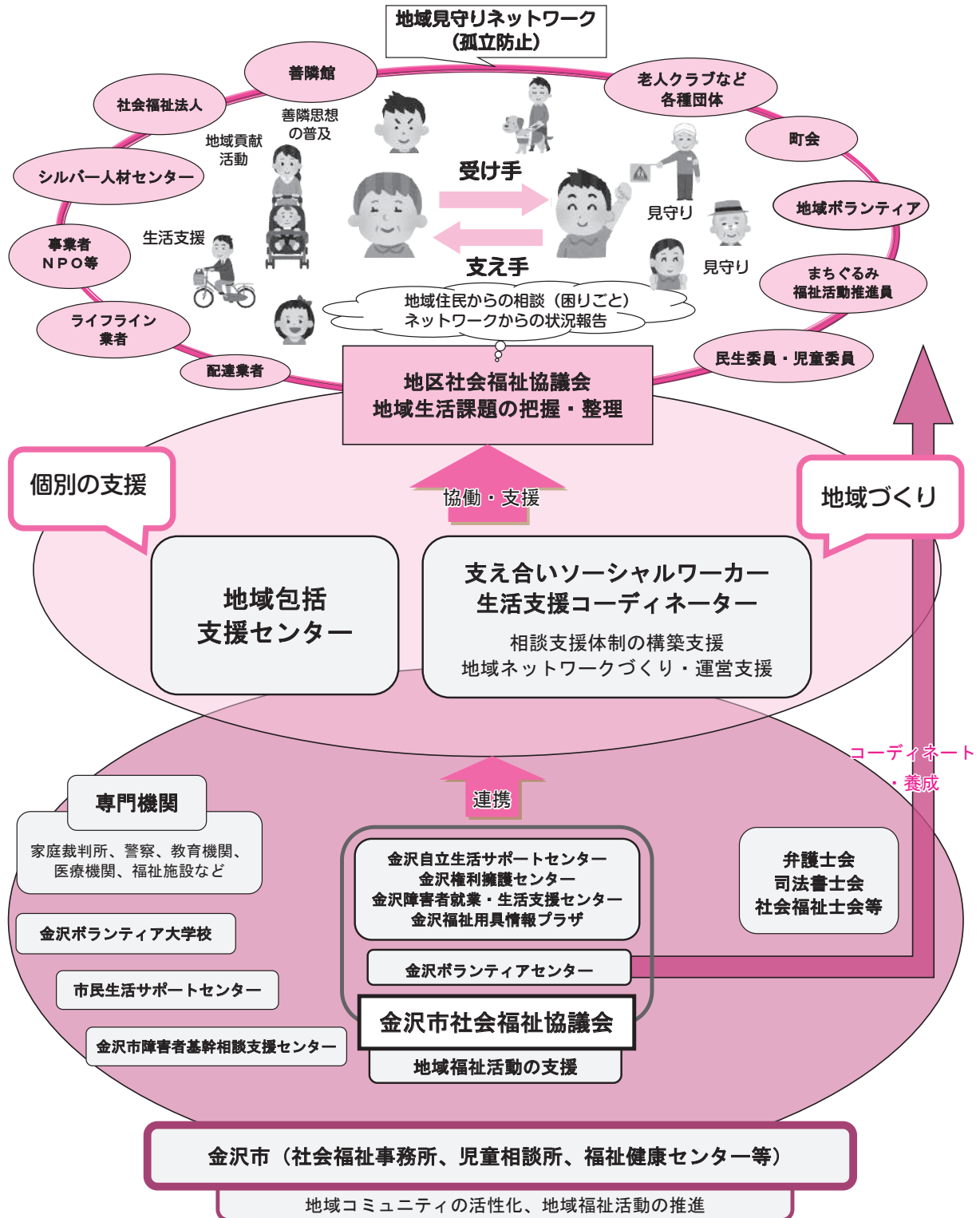
目標	説明
金沢市との定期的な連絡会議の開催	金沢市（福祉関係部局長・課長等）と定期的な連絡会議を開催し、委託事業を含めた現状の施策・取組の成果・課題についての共通認識を持ち、将来的に必要となる施策・取組について意見交換を行っています。
金沢市との職員交流	金沢市と社協の職員による意見交換や合同研修、市のプロジェクトチームへの社協職員の参画等を通じて、パートナーシップを深めています。
金沢市への政策提言	理事会・評議員会や各種部会・委員会等での協議を踏まえ、法人組織として金沢市への政策提言を行っています。
地域福祉推進拠点に関する検討	将来を見据えた地域福祉推進の拠点の機能・役割のあり方について、金沢市と検討を行っています。

(5) 重点事業実施体制の充実

目標	説明
地域福祉課題に関する部門間連携の強化	事務局の各部門で把握した地域福祉推進上の課題について、相談支援部門・地域福祉推進部門間連携等の課題対応プロジェクトチームにおいて課題の共有・検討・協議・提案・解決を行っています。（各部門が連携し、組織横断的にオール社協で取り組んでいます。）
相談支援の総合化と地域づくり	事務局の相談支援部門及び地域福祉推進部門間の情報共有や連携・協働の仕組みをつくり、社協内の相談支援の総合化及び住民主体の福祉活動の支援体制強化を図っています。
住民主体の福祉活動への支援	地区社協や民生委員児童委員、社会福祉法人、福祉サービス提供事業者・施設、町会等の市民団体、ボランティア、NPO、企業、商店等との情報共有や連携・協働の仕組みをつくり、住民主体の福祉活動を進めています。また、地区社協や民生委員児童委員協議会等の住民主体の福祉活動推進組織の活動を組織的に支援しています。
専門機関・専門職団体等との連携・協働	相談支援機関や専門機関、専門職団体等との情報共有や連携・協働の仕組みをつくり、相談支援に取り組んでいます。
相談支援業務のマネジメント体制の整備	職員が、社協として個別支援と地域づくりを一体的に展開すること及び包括的な相談と支援に取り組む意義や目的について、研修・会議等を通じて理解し共通認識をもって取り組んでいます。また、職員のマネジメントスキルを高めるための研修受講や専門職団体の協力を得てスーパービジョンの機会を設けるなど、相談支援業務のマネジメント体制を整備しています。
金沢市地域福祉計画等への提言・提案	経営会議、課長会議、相談支援部門・地域福祉推進部門連絡会議、課題対応プロジェクトチーム、理事会・評議員会等での課題の共有・検討・協議等を踏まえ、地域福祉推進施策や権利擁護支援体制のあり方に関する提言、金沢市地域福祉計画への提案等を行っています。

金沢市地域福祉計画 2023 における

「地域の支え合い体制」のイメージ図



市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心感・充実感をもって暮らすことができるよう、地域内の福祉ニーズ・生活課題を共有し、その解決を図るために市民一人ひとり（市民、地域団体、事業者、行政など）が相互に連携・協力し、みんなで支える地域社会を目指します。

V 資料

金沢市社会福祉協議会 中期経営計画策定の経緯

令和5年

- 3月17日(金) 理事会 令和5年度において計画を策定することを意思決定
- 3月28日(火) 評議員会 令和5年度において計画を策定することを承認
- 6月8日(木) 経営会議(会長・専務理事・常務理事)
計画策定の基本方針案検討
- 6月29日(木) 理事会
計画策定の趣旨、方法、スケジュール、進行管理について承認
計画策定要領及び計画策定委員選任方針について承認
- 7月7日(金) 課長会議(会長、常務理事、事務局長、課長)
計画策定の趣旨、方法、スケジュール、進行管理について確認
- 7月10日(月) 計画策定委員・アドバイザー就任依頼
石川県社協打合せ
- 7月26日(水) アドバイザー打合せ
計画策定の趣旨、方法、スケジュール、進行管理について説明
金沢市社協組織・財源・事業・歩みについて説明
- 8月3日(木) 課長会議(会長、常務理事、事務局長、課長)
チェックリスト・分析シート作成 ~8/15
市社協実施事業の位置づけ整理表作成 ~8/15
委員会論点整理・資料作成 8/16~8/25
- 8月23日(水) 経営会議(会長、常務理事、事務局長) 委員会論点整理
- 8月28日(月) 課長会議①(会長、常務理事、事務局長、課長) 委員会論点整理
- 8月29日(火) 課長会議②(会長、常務理事、事務局長、課長) 委員会論点整理
- 8月30日(水) アドバイザー打合せ(会長、常務理事、事務局長)
計画策定の趣旨、方法、スケジュール、進行管理について確認
委員会論点確認
- 8月31日(木) 第1回中期経営計画策定委員会**
- 9月6日(水) 全国社会福祉協議会主催「市区町村社協中期経営計画策定
セミナー」参加〔オンライン〕(会長、常務理事、事務局長)
- 9月7日(木) 課長会議(会長、常務理事、事務局長、課長)
金沢市社協の目指す姿 素案作成 ~9/14
社協組織の環境分析シートの作成 ~9/14
委員会論点整理・資料作成 9/15~9/27
- 9月22日(金) 経営会議(会長、常務理事) 委員会論点整理
- 9月27日(水) 課長会議(会長、常務理事、事務局長、課長) 委員会論点整理
- 9月29日(金) アドバイザー打合せ(会長、常務理事)
委員会論点確認、今後のスケジュール確認

- 9月29日（金） 第2回中期経営計画策定委員会**
- 10月 5日（木） 課長会議（会長、常務理事、事務局長、課長）
 金沢市社協の目指す姿 修正案の検討
 抽出した経営課題の確認及び課題解決に向けた取組の検討
 中期経営計画全体像の検討
- 11月 2日（木） 課長会議（会長、常務理事、事務局長、課長）
 金沢市社協の目指す姿 修正案の検討
 経営課題解決に向けた取組の検討
 委員会論点整理
- 11月14日（火） 経営会議（会長、常務理事、事務局長） 委員会論点整理
- 11月15日（水） 市社協職員研修（39名参加）
 説明「金沢市社協70年の歩みと現状」
 講義「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の基盤強化と社協
 の役割 ―金沢市社協への期待―」 講師 渋谷篤男氏
- 11月15日（水） アドバイザー打合せ（会長、常務理事）
 委員会論点確認、今後のスケジュール確認
- 11月16日（木） 第3回中期経営計画策定委員会**
- 12月21日（木） 職員からの提案募集 ～令和6年1月5日
 「経営課題解決に向けた取組及び達成目標」

令和6年

- 1月 5日（金）～1月10日（水）
 経営会議（会長、常務理事、事務局長）
 理事会議案整理（計画策定状況の報告内容等）
- 1月11日（木） 理事会
 中期経営計画策定状況の報告・意見聴取
- 1月17日（水） 課長会議（会長、常務理事、事務局長、課長）
 理事及び職員からの意見・提案集約
- 1月24日（水） 評議員会
 中期経営計画策定状況の報告・意見聴取
- 1月25日（金） 経営会議（会長、常務理事、事務局長） 委員会論点整理
- 1月29日（月） アドバイザー打合せ（会長、常務理事）
 委員会論点確認
- 1月30日（火） 第4回中期経営計画策定委員会**
- 2月中 中期経営計画（案）の作成
- 3月19日（火） 理事会 中期経営計画（案）の審議
- 3月28日（木） 評議員会 中期経営計画（案）の審議・承認

金沢市社会福祉協議会中期経営計画策定要領

1. 目的

この要領は、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）中期経営計画（以下、「経営計画」という。）策定に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 経営計画の策定方法

市社協に、中期経営計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を置き、経営計画を策定する。

策定する経営計画については、市社協理事会に報告したうえで市社協評議員会の承認を得るものとする。

3. 策定委員会

策定委員会は、市社協の理事を中心に組織する。

策定委員会に委員長を置く。

4. 会議

策定委員会の会議は、委員長（または、市社協会長）が召集する。

委員長（または、市社協会長）は、必要とあると認めるときは、策定委員会委員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、または資料の提出を求めることができる。

5. アドバイザー

委員長（または、市社協会長）は、経営計画策定に関し、専門的な指導及び助言を得るために、アドバイザーを置くことができる。

アドバイザーは、委員長（または、市社協会長）の求めに応じ、策定委員会の会議に出席するものとする。

6. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月29日から施行する。

金沢市社会福祉協議会 中期経営計画策定委員会 委員等名簿

【委員】

No	区 分	役 職	氏 名	
1	金沢市社協役員	会 長	高 柳 晃 一	
2		副会長	金沢市校下婦人会連絡協議会会長	能木場 由紀子
3			金沢市地区社会福祉協議会会長部会会長	吉 田 昭 生
4			金沢市民生委員児童委員協議会会長	高 野 善 一
5		常務理事（兼 参事）		後 出 建 司
6		理 事	金沢市町会連合会副会長	甚 田 和 幸
7			金沢市社会福祉協議会老人福祉施設連絡会副会長	多 田 正 人
8			金沢市福祉健康局長	山 口 和 俊

【アドバイザー】

No	所 属	役 職	氏 名
1	日本福祉大学	福祉経営学部教授 (元 全国社会福祉協議会常務理事)	渋 谷 篤 男

【事務局・オブザーバー】

No	区 分	役 職	氏 名
1	金沢市社協職員 (事務局)	事務局長	宮 下 吉 広
2		参事	後 出 建 司
3		担当次長 自立生活サポートセンター所長	辻 村 涉
4		障害者就業生活支援センター所長 権利擁護センター所長	徳 田 朗
5		地域福祉課長	北 脇 宜 和
6		総務課長	宮 下 直 也
7		福祉用具情報プラザ館長	上 田 浩 貴
8		ボランティアセンター所長	小鍛治 康 生
1	石川県社協 (オブザーバー)	地域福祉課長	岡 本 康 弘
2		地域福祉課長補佐	村 田 明日香

金沢市社協の現状と 法人設立後70年の歩み

(ページ)

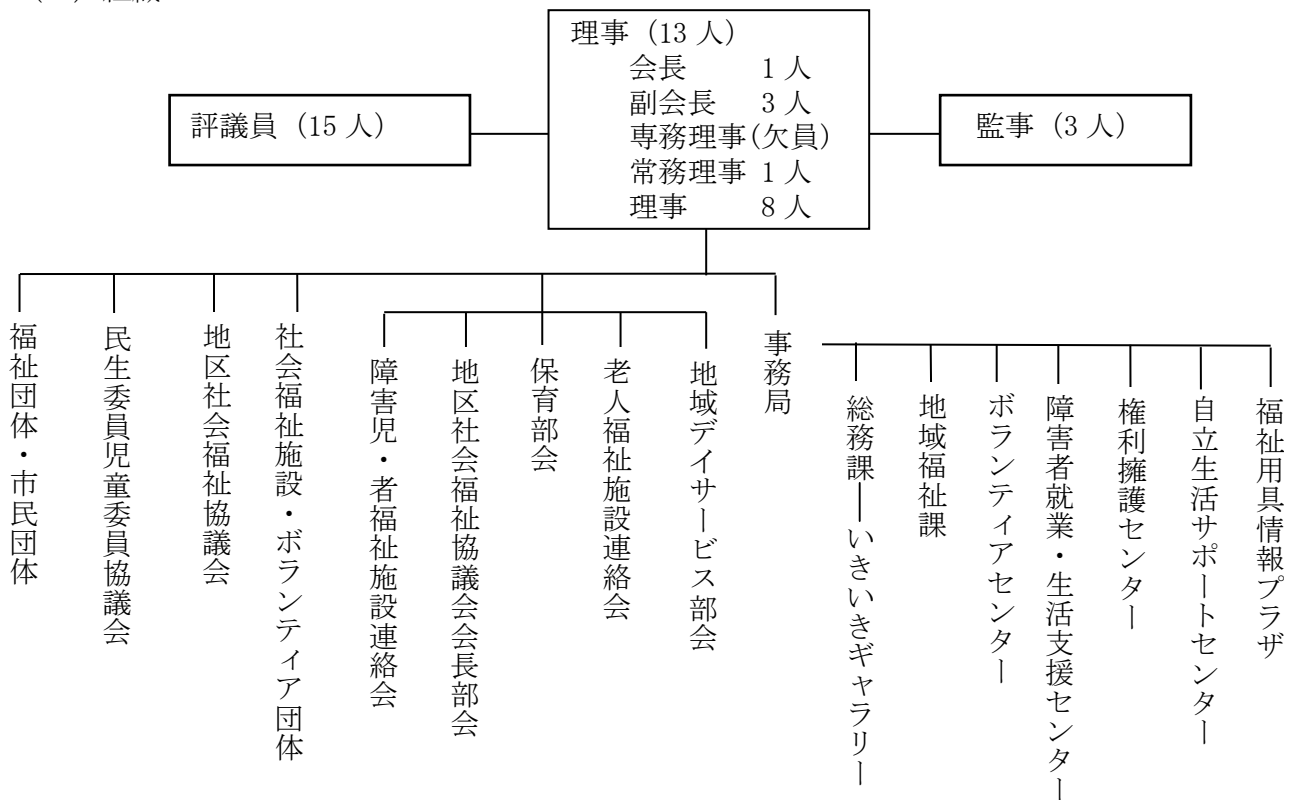
1 金沢市社協の現状	
(1) 組織概要、役員・評議員、部会・委員会	… 26
(2) 令和5年度重点事業・資金収支予算の概要	… 30
(3) 令和4年度事業報告(抜粋)・事業活動収支決算の概要	… 32
(4) 法人の経営課題(課題分析)	… 38
2 法人設立後70年の歩み	
(1) 法人設立後70年の歩み(関連年表)	… 42
(2) 過去5年間の財務状況・職員数の推移	… 46
(3) 金沢市社協を創設した人たち・金沢の社会福祉の 礎をつくった三賢人	… 48
3 金沢市地域福祉計画2023(抜粋)	… 57

(1) 組織概要

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 組織概要 (2024年1月1日現在)

- (1) 経営主体 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会
- (2) 会長理事 高柳 晃一
- (3) 設立 1951年(昭和26年) 4月 1日
- (4) 法人化 1954年(昭和29年) 12月29日
- (5) 職員等 76人(常勤役員1人〔会長〕、正規職員42人、非常勤職員33人
 …嘱託11人、パート等11人、再雇用職員3人、派遣職員8人)
 ※男性28人、女性48人
 ※社会福祉士29人、精神保健福祉士3人、介護福祉士8人、介護
 支援専門員13人、作業療法士2人、保健師1人 など
 ※正規職員の平均年齢39.1歳、平均在職期間12.4年
- (6) 所在地等 金沢市高岡町7番25号(金沢市松ヶ枝福祉館内)
 TEL (076) 231-3571
 FAX (076) 231-3560
 URL <http://www.kana-syakyo.jp/index.html>

(7) 組織



- (8) 令和5年度予算 1,921,281千円 (内部取引を除いた実質予算は、1,615,716千円)

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 役員名簿

任期：令和5年6月29日～令和7年度定時評議員会終結の時

役職	番号	選出区分	※役員資格	氏名	所属・役職等	本会での役職
理事	1	①市民団体関係者	①	甚田和幸	金沢市町会連合会 副会長	
	2		①	能木場由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会 会長	副会長
	3	②社会福祉団体関係者	①	吉田昭生	金沢市地区社会福祉協議会会長部会 会長	副会長
	4		①	高野善一	金沢市民生委員児童委員協議会 会長	副会長
	5		①	浦上光太郎	金沢市老人連合会 会長	
	6	③社会福祉事業関係者	②	六角康成	金沢市社会福祉協議会保育部会 部会長	
	7		②	多田正人	金沢市社会福祉協議会老人福祉施設連絡会 副会長	
	8	④社会福祉に関する活動を行う団体の関係者	①	高畠富美子	金沢市福祉ボランティア連絡協議会 会長	
	9		①	青海康男	いしかわ市民活動ネットワークセンター 代表理事	
	10	⑤地域福祉推進に必要な地域の団体関係者	①	西田哲次	金沢商工会議所 常務理事	
	11	⑥社会福祉行政関係者	①	山口和俊	金沢市福祉健康局長	
	12	⑦その他	①	高柳晃一	知識経験者	会長
	13		①	後出建司	金沢市社会福祉協議会 参事	常務理事

※理事定数 12人～14人

※役員資格 社会福祉法第44条第4項－①当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
②社会福祉事業の経営に関する見識を有する者

役職	番号	選出区分	※役員資格	氏名	所属・役職等
監事	1	税理士	②	山田昇	山田税理士事務所 所長
	2	社会福祉団体関係者	①	川元傳	一般社団法人米丸福祉会 代表理事 米丸地区社会福祉協議会 会長
	3	社会福祉行政関係者	①	南憲一	金沢市福祉健康局 福祉政策課 課長

※監事定数 3人

※役員資格 社会福祉法第44条第5項－①社会福祉事業について識見を有する者
②財務管理について識見を有する者

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 評議員名簿

自：令和3年 6月30日

至：令和7年度の定時評議員会終結の時

番号	役職名	氏 名	備 考
※ 1	評議員	鏑 木 芳 枝	金沢市地区社会福祉協議会会長部会 副会長
2	評議員	笠 川 弘 子	金沢市民生委員児童委員協議会 副会長
※ 3	評議員	山 崎 幸 一	金沢市民生委員児童委員協議会 副会長
4	評議員	松 崎 敏 雄	金沢市社会福祉協議会保育部会 副部会長
※ 5	評議員	藤 井 千 里	金沢市保育士会 会長
6	評議員	北 野 克 治	社会福祉事業従事者互助会 理事長
7	評議員	小 松 栄 子	金沢市社会福祉協議会老人福祉施設連絡会 会長
8	評議員	坂 井 祐 子	金沢市社会福祉協議会地域デイサービス部会 会長
9	評議員	小 島 武	金沢市障害児・者福祉施設連絡会 代表幹事
10	評議員	寺 西 清一郎	金沢健康福祉財団 事務局長
11	評議員	小 寺 洋 右	金沢市町会連合会 事務局長
※ 12	評議員	浦 本 外 幸	金沢市老人連合会 副会長
13	評議員	越 農 ひろみ	金沢市福祉ボランティア連絡協議会 副会長
14	評議員	藤 美枝子	(前) 金沢市善隣館協議会 会長
15	評議員	梅 野 金 一	金沢市介護サービス事業者連絡会 副会長

※鏑木評議員、山崎評議員、藤井評議員、浦本評議員の任期は、
令和5年6月29日～令和7年度定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 部会・委員会等の状況

令和6年1月1日現在

○定款第34条に基づく部会及び委員会

金沢市地区社会福祉協議会会長部会

保育部会、保育士会

老人福祉施設連絡会

金沢市地域デイサービス部会

金沢市障害児・者福祉施設連絡会

○定款第2条及び第45条に基づき運営する事業

社会福祉事業従事者互助会

○金沢市社協に事務局を置く団体

金沢市民生委員児童委員協議会、主任児童委員連絡会

金沢市福祉ボランティア連絡協議会

金沢市介護サービス事業者連絡会

石川県共同募金会金沢市共同募金委員会

○金沢市社協に設置している委員会等（受託事業関連）

金沢福祉用具情報プラザ運営委員会・金沢市指定管理事業

金沢権利擁護センター運営委員会・金沢市委託事業

福祉のつどい実行委員会・金沢市委託事業

金沢市ボランティア活動助成審査委員会・金沢市委託事業

金沢市生活困窮者自立支援連絡協議会・金沢市委託事業

金沢災害ボランティアネットワーク会議・金沢市委託事業

金沢市成年後見制度利用促進協議会・金沢市委託事業

(2) 令和5年度重点事業・資金収支予算の概要

金沢市社協 令和5年度重点事業等の概要

(基本方針)

地域における人と人の支え合い体制の充実を基本に、住民やボランティア等の積極的な参加・協力を得て、福祉団体や福祉サービス事業者・専門機関・行政・福祉以外の多様な主体とも連携・協働を図りながら、社協の有する専門的機能や公共性の高い非営利の民間組織としての特性をいかし、つつ地域福祉の推進に取組み、市民が安心して、いきいきと暮らせる地域共生社会の実現を目指す。

(重点目標)

1 地域で支え合う仕組みや住民の複合的な生活課題の解決を図ることができ、体制の充実・強化

2 生活に困窮している人や判断能力の低下した人、障がいのある人、虐待や引きこもり等に直面する人など社会的に孤立している人々への相談支援体制の充実及び地域における総合的な権利擁護支援体制の構築

3 地域福祉の推進に関する調査研究及び福祉人材の養成・確保・定着、福祉サービスの質の向上に向けた取組の充実

4 住民の地域福祉活動への参加促進、住民への情報発信機能の充実及び災害時ににおける支援体制の強化

5 法人の基盤及び機能の強化

(事業項目)

(1) 地区社会福祉協議会活動の支援
(2) 民生委員児童委員活動の支援
(3) 生活支援・介護予防の基盤整備及び包括的支援体制の構築に向けた取り組みの推進
(4) 地域の見守り・相談・支援体制の充実
(5) 共同募金運動の支援

(1) 権利擁護センターの運営
(2) 自立生活サポートセンターの運営
(3) 障害者就業・生活支援センターの運営
(4) 福祉用具情報プラザの管理・運営
(5) 高齢者・障がいのある人の社会参加促進

(1) 地域福祉推進に関する調査研究・福祉事業者の連絡調整及び介護・福祉サービス事業者の研修、人材定着の取り組み、福祉サービスの質の向上

(1) ボランティアセンターの運営
(2) 災害ボランティアセンターの体制強化
(3) 広報啓発

(1) 法人の基盤強化
(2) 関係機関との連携強化
(3) 職員の実質向上
(4) 松ヶ枝福祉館の管理・運営

(主な取組)

拡充 複合的な生活課題を抱える世帯のニーズに対応するため支え合いソーシャルワーカーを増員（6名→8名）し、包括的支援体制を整備
生活課題に対応するための相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施
生活支援コーディネーターによる生活支援・介護予防体制の充実
地域の身近な福祉相談窓口を全地区（54地区）に設置
拡充 地域福祉支援コーディネーターを全地区に配置し地区社協の活動を支援、コーディネーター研修の実施
まちぐるみ福祉活動推進員研修実施の支援、まちぐるみ福祉活動推進員の活動PR、地域での見守り体制の強化
地域安心生活支え合い事業、地域サロン・子育てサロン等の地区社協実施事業の運営支援
拡充 子ども宅食モデル事業の実施

拡充 成年後見制度利用促進のための中核機関の設置・運営、成年後見制度利用促進協議会による協議・提言
成年後見制度に関する相談、法人後見の受任、権利擁護セミナー開催、日常生活自立支援事業の実施
自立相談支援事業の実施（生活困窮者の包括的な相談・支援、支援計画作成、支援調整会議の開催等）
拡充 緊急小口資金等の特別貸付利用者へのフォローアップ支援
子どもたちの学習総合支援事業の実施（困窮世帯の中・高校生への学習支援教室開催、学習支援ボランティアの養成）
生活福祉資金貸付制度による支援、生活困窮者・住居喪失者等への食糧支援、フードバンクネットワークへの参画
障がいのある人の職場定着に向けた支援の強化（就職活動支援セミナーの開催、在職者の交流事業の実施など）
最新福祉用具・住宅改修モデル展示、福祉用具適応相談、コミュニケーション支援について研究協議
介護従事者研修の実施（住宅改修基礎・介護技術職場定着研修、福祉用具専門相談員指定講習会等）
拡充 高齢者のいきいきとした活動事例の収集・情報提供、アクティビニア応援セミナーの開催
いきいきギョギョラリーの運営、メルシーキャブサービス事業（車いす使用者の移送サービス）の実施 等

専門部会（地区社協、保育、老人福祉施設、地域ケア、障害児者福祉施設等）で研究・研修を実施
社会福祉法人等と地域団体との連携による地域貢献活動に関する研究協議の場を設置
拡充 ケア・メンター（新任介護職員へのサポート）の派遣、介護職イメージアッププロジェクト等の実施
拡充 社会福祉事業従事者互助会（退職共済制度）の運営
介護相談員（ボランティア）による介護サービス事業所訪問、利用者への相談活動を実施
社会福祉援助技術現場実習生の受入

ボランティアコアコーディネーター、ボランティアグループの活動支援、活動費助成、ボランティア活動保険料の助成
ボランティアカフェ・ボランティア講座の開催、福祉ボランティア連絡協議会の活動支援等
ボランティアポイント制度（地域福祉ボランティア推進事業）・介護支援ボランティアポイント制度の実施
拡充 災害ボランティアネットワーク会議の開催、災害ボランティアセンター設置・運営訓練の企画実施、災害ボランティアコアコーディネーターの養成
金沢市社協情報の発行、ホームページ・LINE・フェイスブック等による情報の発信
金沢市社会福祉大会、福祉のつどい・ふれあいコンサート、こどもすくすくウィーク等の開催による広報啓発

新規

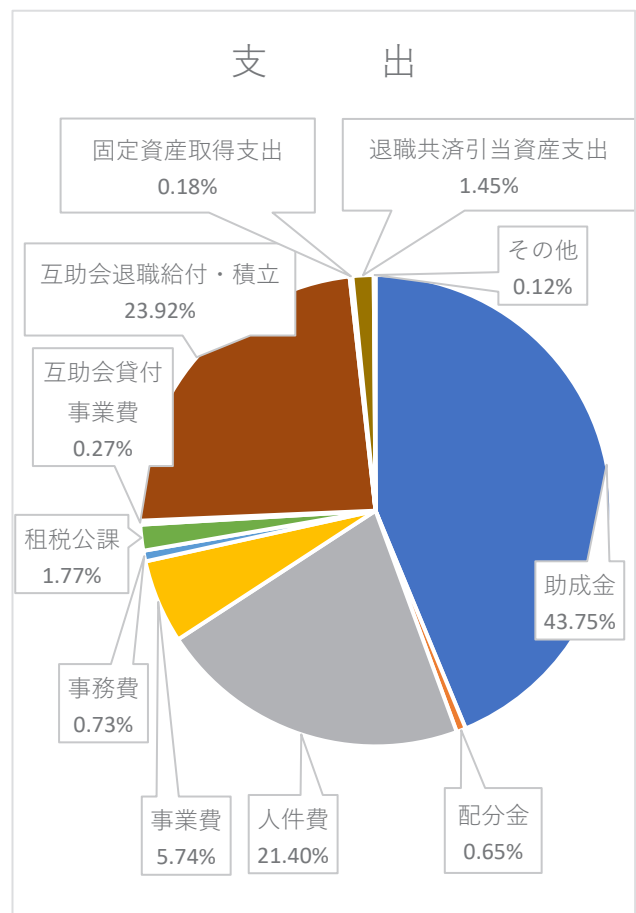
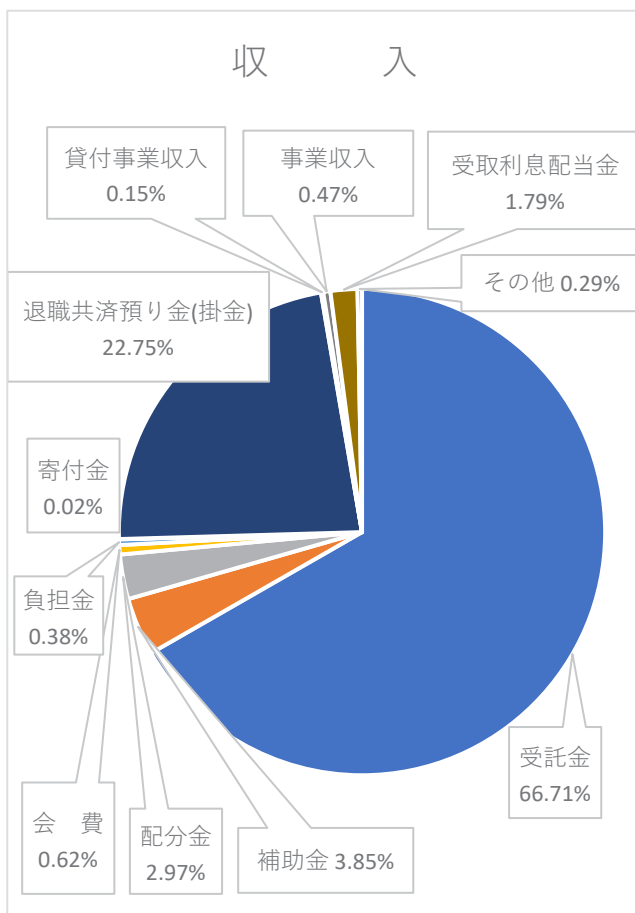
市社協中期経営計画の策定
専門部会等による調査研究（地域貢献活動、人材確保・育成、災害対応等）の実施
行政・地域団体・専門職団体等との連携の強化
職員研修の実施・外部研修への派遣、資格取得支援の実施
福祉保健総合相談事業の実施（福祉なんでも相談、民事・家事に関する法律相談等）

金沢市社協 令和5年度資金収支予算の概要

〔単位：千円〕

収 入		
項 目	金 額	構成比
受託金	1,077,867	66.71%
補助金	62,230	3.85%
配分金	47,916	2.97%
会 費	10,014	0.62%
負担金	6,104	0.38%
寄付金	300	0.02%
退職共済預り金(掛金)	367,564	22.75%
貸付事業収入	2,438	0.15%
事業収入	7,639	0.47%
受取利息配当金	28,878	1.79%
その他	4,766	0.29%
合 計	1,615,716	100.00%

支 出		
項 目	金 額	構成比
助成金	706,899	43.75%
配分金	10,489	0.65%
人件費	345,803	21.40%
事業費	92,819	5.74%
事務費	11,841	0.73%
租税公課	28,660	1.77%
互助会貸付事業費	4,370	0.27%
互助会退職給付・積立	386,451	23.92%
固定資産取得支出	2,988	0.18%
退職共済引当資産支出	23,428	1.45%
その他	1,968	0.12%
合 計	1,615,716	100.00%



(3) 令和4年度事業報告(抜粋)・事業活動収支決算の概要

金沢市社協 令和4年度事業報告(重点事業等抜粋)

1 生活課題の解決を図ることができる体制の整備

① 支え合いソーシャルワーカーによる複合的な生活課題への対応

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
新規支援件数	88	37	33	—
相談支援件数	1,886	1,368	568	—
支援方針検討会議等開催	56	46	30	—
アウトリーチ支援件数	677	—	—	—
参加支援(社協食堂)	6	—	—	—

※主な生活課題(令和4年度新規ケース)

障害(疑いを含む):52件、8050等:16件、ひきこもり:16件、
ゴミ屋敷:13件、虐待(疑いを含む):11件、その他(経済的困窮等)

※支援方法の主な内容(令和4年度)

電話:993件、訪問:328件、LINE238件、面談:145件、
メール:111件

② 地域の身近な相談窓口設置

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
設置地区数	54	54	48	32
相談件数	1,628	2,597	2,148	1,671

※相談の主な内容(令和4年度)

介護(高齢者):588件、子育て:73件、経済困窮:37件、
その他:897件

③ 生活支援コーディネーターによる生活支援・介護予防の基盤整備

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
地域福祉座談会開催回数	109	134	130	130
お宝探しワークショップ	5	4	5	10
つどいの場の情報発信	12	10	10	27

2 個別支援の状況

① 判断能力の低下した人への相談支援(権利擁護センター)

ア 新規相談件数

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
認知症高齢者	71	91	71	125
知的障害	22	18	18	26
精神障害	56	67	48	55
その他	58	43	27	35
計	207	219	164	241

※新規相談の主な内容(令和4年度)

・成年後見制度:96件、日常生活自立支援事業及び日常的金銭管理:91件

イ 支援件数

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
認知症高齢者	1,922	2,337	2,311	1,967
知的障害	1,136	1,038	1,250	1,333
精神障害	4,525	4,450	4,162	3,884
その他	99	98	87	238
計	7,682	7,923	7,810	7,422

※支援の主な内容（令和4年度）

日常的金銭管理：5,460件、日常生活に必要な事務手続き938件、
 成年後見制度の利用：253件、福祉サービスの利用：162件、
 医療について：147件、今後の生活設計：116件

ウー1 日常生活自立支援事業の実績概要

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	累計	実利用者
新規契約件数	23	16	23	22	384	139
契約終了件数	10	12	15	13	245	

ウー2 日常生活自立支援事業 実利用者の状況

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
認知症高齢者	49	41	43	45
知的障害	22	19	18	17
精神障害	67	64	59	50
その他	1	2	2	2
計	139	126	122	114

② 生活困窮者への相談支援（自立生活サポートセンター）

ア 自立相談事業の状況（生活困窮者への支援）

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
新規相談件数	987	609	1,013	723
支援件数	5,489	4,445	5,293	5,259
新規就労者・増収者数	18	30	32	60
食糧支援件数	234	224	246	136

※新規相談の主な内容（令和4年度）

収入・生活費：577件、住まい：153件、病気や健康・障害：88件、
 仕事探し・就職活動：84件、家賃やローン・公共料金等の支払い：79件、
 債務：53件、食べるものがない：19件、DV：18件、家族関係：16件、
 ひきこもり：10件、仕事上の不安・トラブル：10件、子育て：8件

※支援方法の主な内容（令和4年度）

電話：3,291件、面談：931件、他機関との照会・協議：401件、
 訪問：400件、同行支援：159件、支援調整会議：99件

イー1 生活福祉資金貸付による相談支援〔申請件数〕（低所得者等への貸付）

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
総合支援資金	11	23	107	47
福祉資金	93	39	73	110
教育支援資金	29	20	22	15
その他	1	2	22	7
計①	134	84	224	179

不動産担保、臨時つなぎ

イー2 生活福祉資金の特例貸付による相談支援〔申請件数〕

（新型コロナウイルスにより収入が減少した世帯への特例貸付）

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	延べ件数	実施期間
緊急小口資金	378	1,563	3,972	26	5,939	R2.3月～R4.9月
総合支援資金	387	1,575	3,256	1	5,219	
総合支援・延長	0	481	2,076	0	2,557	R2.10月～R3.6月
総合支援・再貸付	0	1,647	1,642	0	3,289	R3.3月～R3.12月
計②	765	5,266	10,946	27	17,004	

イー3 生活福祉資金申請件数の合計

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
計①+②	899	5,350	11,170	206

③ 障害のある人への就労支援及び職場定着支援（障害者就業・生活支援センター）

ア 支援登録者数

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和4年度	令和4年度
					新規登録者	登録者のうち在職中
身体障害	85	80	85	80	6	57
知的障害	522	484	481	447	30	395
精神障害	362	344	325	294	35	191
その他	9	8	12	10	0	4
計	978	916	903	831	71	647

イ 相談・支援件数

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
身体障害	2,301	2,300	1,986	3,618
知的障害	1,746	1,629	1,314	1,306
精神障害	2,526	1,973	2,061	2,040
その他	107	238	215	347
計	6,680	6,140	5,576	7,311

ウ 職場訪問による定着支援実施件数 ※「イ」の内数

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
身体障害	47	44	52	61
知的障害	262	314	240	346
精神障害	182	211	170	365
その他	3	1	9	18
計	494	570	471	790

エ 就職件数

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
身体障害	7	2	3	6
知的障害	33	36	31	29
精神障害	20	28	26	20
その他	0	2	2	1
計	60	68	62	56

④ 福祉用具・住宅改修に関する相談・支援（福祉用具情報プラザ）

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
相談支援件数	3,813	3,559	2,756	3,278
福祉用具貸出件数	2,729	2,563	2,285	2,926

※相談支援の主な内容（令和4年度）

- ・福祉用具関係：2,540件（歩行器・歩行車：424件、車いす：372件、コミュニケーション用品：243件、杖：242件、ベッド用品：236件、入浴用品：210件、移乗用具：187件、更衣用品：158件、トイレ用品：137件、日用品・自助具：105件、家具・部材：94件、食事用品：79件、衣服リフォーム：30件 など）
- ・住宅改修関係：131件（玄関回り：45件、トイレ：25件、階段19件、廊下：19件、浴室：16件、台所3件 など）
- ・福祉制度関係：576件（介護保険制度：371件、用具入手：134件、障害福祉サービス：41件、住宅改修：15件 など）

⑤ 車いす利用者の移送サービス（メルシーキャブサービス）

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
利用回数	989	942	1,071	2,382
利用会員	107	114	177	198
運転ボランティア	83	84	86	109

3 福祉人材の養成・確保・定着、福祉サービスの質の向上に向けた取り組み

① 民間社会福祉事業従事者の退職共済事業（社会福祉事業従事者互助会）

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
加入事業所数	188	185	185	188
会員数（人）	2,308	2,263	2,262	2,239
会員の平均在年会数（年）	10.2	9.0	10.0	9.8
退会者の平均在年会数（年）	7.6	7.0	7.6	8.3
掛金納付額（万円）	36,003	35,756	35,243	34,524
退職金支払額（万円）	23,234	21,158	19,805	21,716
保有率（％）	75.46	74.19	72.54	70.82

会員の58%が10年未満

② 社会福祉事業関係者等の研修実施状況（各専門部会等）

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	会員数
保育部会	2回/125人	3回/181人	4回/213人	1回/76人	113施設
障害児者福祉施設連絡会	2回/26人	1回/16人	1回/9人	1回/17人	21施設
老人福祉施設連絡会	2回/67人	2回/56人	—	1回/31人	42施設
地域デイサービス部会	2回/28人	1回/26人	—	1回/19人	6施設
介護サービス事業者連絡会	39回/596人	38回/745人	5回/112人	42回/962人	762事業所

③ 福祉人材の定着支援・福祉の仕事の魅力発信

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
ケア・メンターの派遣	31	30	—	—
福祉の仕事の魅力発信	写真コンテスト	動画作成・発信		イベント開催

※ケア・メンター：経験豊富な介護福祉士が経験の浅い介護職員を支援

4 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

① ボランティアの状況（ボランティアセンター）

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
登録者数	12,337	11,958	12,724	15,122
グループ数	233	223	245	329
活動に関する相談件数	50	50	27	157
活動先斡旋件数	20	34	27	201

② 松ヶ枝福祉館の利用状況

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
研修室等利用回数	2,109	1,921	1,441	3,549
利用人数	37,687	31,541	18,222	74,009

※R2.4月～R2.9月研修室等利用休止

③ 福祉用具情報プラザの利用状況

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
研修室等利用回数	204	126	55	217
来館者数	29,475	25,795	22,171	35,928

※R2.4月～R2.9月研修室等利用休止

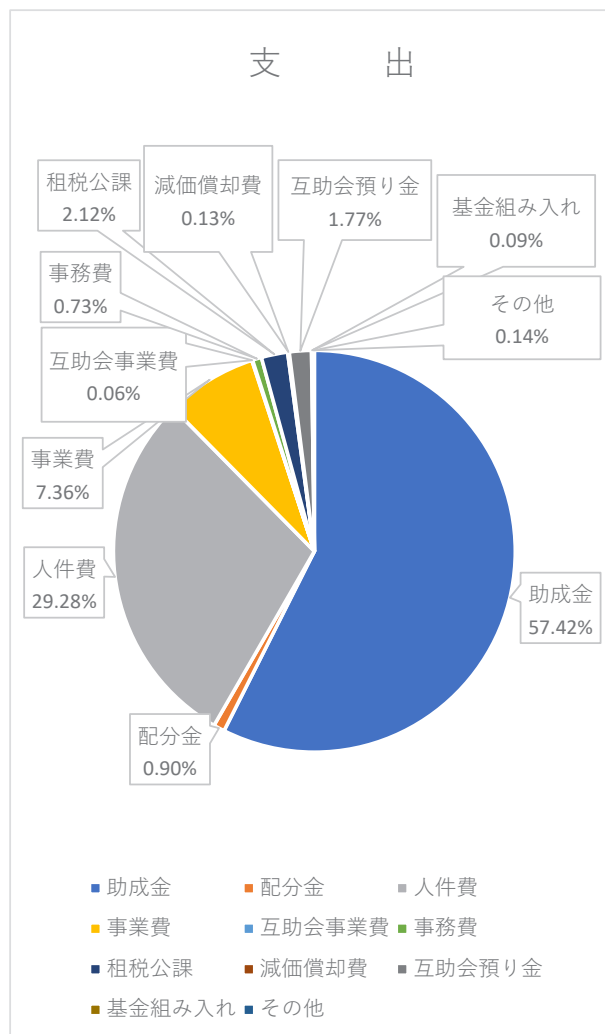
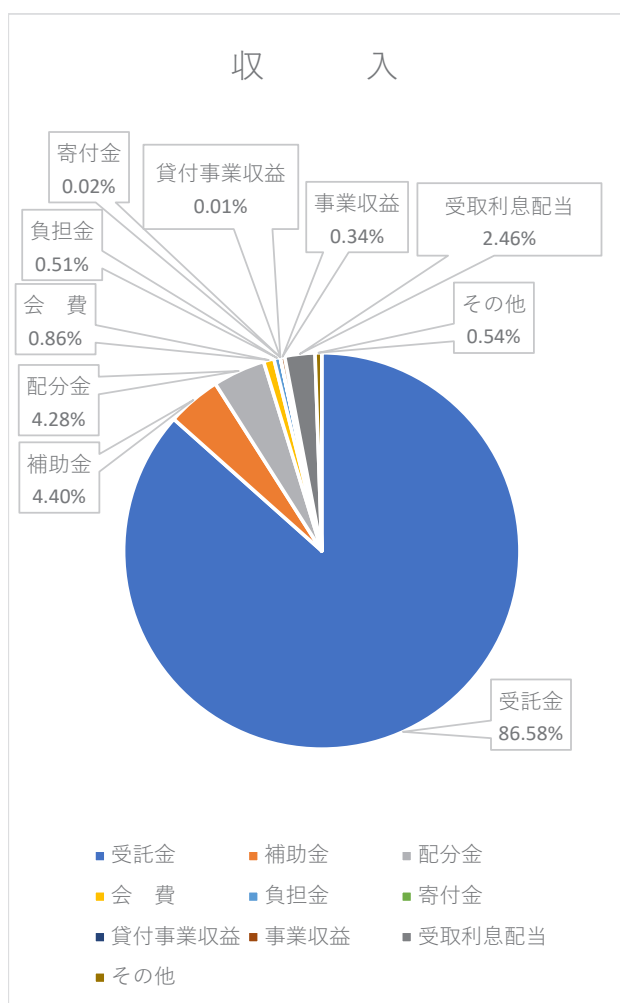
④ いきいきギャラリーの利用・売上状況

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
売上金額（万円）	197	212	224	316
来館者数	2,327	2,117	2,428	3,561

金沢市社協 令和4年度 事業活動収支決算の概要

収 入		
項 目	金額(円)	構成比
受託金	1,005,432,085	86.58%
補助金	51,050,806	4.40%
配分金	49,650,836	4.28%
会 費	9,959,950	0.86%
負担金	5,960,762	0.51%
寄付金	185,346	0.02%
貸付事業収益	160,720	0.01%
事業収益	3,945,759	0.34%
受取利息配当	28,566,179	2.46%
その他	6,316,569	0.54%
合 計	1,161,229,012	100.00%

支 出		
項 目	金額(円)	構成比
助成金	666,599,148	57.42%
配分金	10,488,331	0.90%
人件費	339,936,706	29.28%
事業費	85,431,705	7.36%
互助会事業費	701,397	0.06%
事務費	8,472,681	0.73%
租税公課	24,603,000	2.12%
減価償却費	1,501,818	0.13%
互助会預り金	20,576,818	1.77%
基金組み入れ	1,024,033	0.09%
その他	1,598,000	0.14%
合 計	1,160,933,637	100.00%



(4) 法人の経営課題〔法人経営に係る課題分析・抽出〕

法人の経営課題は、全国社会福祉協議会・地域福祉委員会企画小委員会が作成した「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」の項目ごとに、法人の環境分析を行い、抽出したものです。

金沢市社会福祉協議会

●社協が「目指す地域の姿」と社協の事業・活動の基本的な考え方（理念、基本方針等）

〔現時点での基本方針〕 地域における人と人の支え合い体制の充実を基本に、住民やボランティア等の積極的な参加・協力を得て、福祉団体や福祉サービス事業者・専門機関・行政・福祉以外の多様な主体とも連携・協働を図りながら、社協の有する専門的機能や公共性の高い非営利の民間組織としての特性をいかしつつ地域福祉の推進に取組み、市民が安心して、いきいきと暮らせる地域共生社会の実現を目指す。

●法人の経営課題

項目	現状の姿		現状の課題
	強み（できている）	弱み（できていない）	
I 法人経営部門 (1) 理念に基づく計画的な経営	<p>自社協の基本方針や重点目標を明文化し、役職員や行政、地域の関係者に周知している。役員・評議員を幅広い関係者で構成している。</p> <p>事務局長（プロパー）経験者を常務理事（業務執行理事）に選任し、会長とともに経営上必要な判断を行っている。</p> <p>経理規程、金銭取扱要領に基づく経理処理を行っている。</p> <p>会長・常務理事・事務局長・各部門の管理職による会議を定例的に開催し、事業の進捗状況や課題の共有を行っている。</p>	<p>基本方針や重点目標を明文化し、周知しているが、市社協を構成する会員、構成員、住民まで伝わっているとは言い難い。また、職員にも十分伝わっているとは言い難い。</p> <p>中・長期の経営方針が明確になっていない。（令和5年度から中期経営計画の策定着手）</p> <p>事務局長は、現時点では理事になっていない。（R5.3.31まで就任）</p> <p>理事・評議員への社協事業・課題等に関するわかりやすい情報提供がされていない。</p> <p>コンプライアンスに関する管理体制が不十分である。（規程・マニュアル等未整備）</p> <p>職員全体が自社協の経営状況を把握できていない。</p> <p>外部監査を行っていない。</p> <p>事業務の効率化・ICT化が進んでいない。</p> <p>事業の評価及び見直しの取組が十分にできていない。</p> <p>事業継続計画を策定していない。</p>	<p>①使命、経営理念、基本方針の明確化、可視化及び役職員への浸透</p> <p>②使命、経営理念、基本方針等の住民、行政、構成団体、関係団体への責任ある説明</p> <p>③中長期経営計画の策定</p> <p>④役員・評議員の選任及び構成の妥当性の検証</p> <p>⑤役員・評議員へのわかりやすい情報提供を通じた議論の活性化</p> <p>⑥業務執行理事の業務・責任の明確化</p> <p>⑦法令遵守・財務管理に関する体制の確立</p> <p>⑧業務改善（事業評価、業務の電子化・効率化）に関する体制の確立</p> <p>⑨災害時への対応の具体化…事業継続計画の策定、災害時における市社協の役割の明確化</p> <p>⑩社協事務局内の事業推進体制の整備…経営会議、相談支援部門・地域福祉推進部門連絡会議、課題対応プロジェクトチーム等の仕組みの整備</p> <p>⑪理念に基づく計画的な法人経営を行うための、「総務・人事・経営部門」の体制強化及びマネジメント業務を担える職員の育成</p>
(2) 人材確保・育成・定着支援	<p>自社協の基本方針の実現に向けた事務局体制の整備に関する基本的考え方を明文化し、職員に周知している。</p> <p>質の高いサービス等を実現するため、社会福祉士等の資格取得促進や必要なスキルを身につけるための研修機会の確保の取り組みを積極的に行っている。</p> <p>社会福祉士等の援助技術実習を積極的に受け入れしている。</p> <p>育児・介護休業等やハラスメント防止対策に関する規程や定年延長制度等の規程の整備、退職共済制度・福利厚生制度等への加入により、働きやすい環境の整備に努めている。</p>	<p>基本方針の実現に向けての、求めている人材像や人材確保・育成・定着に関する方針を明確にしている。事業推進に必要とされる研修計画はあるが、職階性・職務経験・OJT、OFF-JT等の視点に基づく研修計画がない。</p> <p>職員の管理・教育等のためのスーパービジョンやコンサルテーションの体制を構築していない。</p> <p>マネジメントを担える職員を計画的に育成する体制ができていない。</p> <p>職場のメンタルヘルスに関する対策が十分ではない。</p> <p>労務管理体制が十分ではない。</p> <p>社協組織に対応した人事考課制度や目標管理制度となっていない。</p>	<p>①求めている人材像や人材確保・育成・定着に関する方針の明確化</p> <p>②職階性・職務経験・OJT、OFF-JT等の視点に基づく研修計画の策定</p> <p>③人事・労務管理制度の整備…働きやすい職場環境の整備、よりわかりやすい就業規則や給与規程等の整備、人事に関わる方針の明確化、社協組織にふさわしい人事考課制度・目標管理制度の導入</p> <p>④中長期的な職員採用計画の策定</p>
(3) 財源確保	<p>法人運営費において公的財源を確保している。（市交付金）</p> <p>地域福祉の推進・包括的支援体制の構築に資する事業を、社協が取り組むべき意義を踏まえて、積極的に受託している。（重層、生活支援体制整備、生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進の中核機関、ボラセン、障害者就業・職場定着支援等）</p> <p>独自の民間社会福祉従事者退職共済制度を実施している。</p>	<p>会費、寄付金、共同募金配分金、基金等の民間財源の確保・活用ができていない。</p> <p>テーマ型募金や社会課題解決を目的とした寄付の募集等、自主財源の確保に向けた取組が十分にできていない。</p> <p>自治体からの受託事業について、一部、業務内容に応じた一般管理経費が算定されていない・社協が受託する意義が不明瞭であるなどの実情がある。</p>	<p>①将来に向けた拠点のあり方の検討…将来を見据えた市社協拠点の機能・役割のあり方及び拠点整備のための財源確保の検討</p> <p>②自主財源の必要性についての共通認識や確保方策の検討…会費・寄付金・共同募金の使途内容の明確化、基金の活用方法の見直し、住民や会員・構成団体への丁寧な情報提供</p> <p>③委託事業の適正化に向けた検討…社協が取り組む意義や業務内容に応じた委託費積算方法であるかの確認…行政や石川県社協との協議</p> <p>④定款に基づき設置した部会予算の法人予算への計上</p> <p>⑤独自で実施する退職共済制度の将来的なあり方の検討</p>
(4) 構成員・会員	<p>地域の幅広い関係団体（福祉、保健、医療、司法、教育等）が社協の取組に参画している。</p> <p>住民、福祉施設、民生委員児童委員、地区社協が会員として加入している。</p>	<p>社協の役割や住民会員制度の意義についての丁寧な説明を行っていない。また、会費の使途を十分に周知していない。</p> <p>地域の幅広い関係団体を、構成組織会員として会員制度に位置付けすることができていない。</p> <p>構成員組織と社協の法人組織との関係性について、明確にできていない。</p> <p>特別会員制度はあるが、積極的な呼びかけや情報提供をしていない。</p>	<p>①地域の幅広い関係者・団体等による組織のあり方の検討</p> <p>②構成員組織と役員・評議員選出方法についての整理</p> <p>③社協の会員・構成団体となる意義や目的、活動についての丁寧な情報提供</p> <p>④会員制度のあり方の検討</p>

項目	現状の姿		現状の課題	
	強み（できている）	弱み（できていない）		
I 法人 経営 部門	(5) 行政とのパートナーシップ	<p>地域福祉や各福祉分野の所管課との情報共有、事業実施に係る打合せ、意見交換を行っている。重層的支援体制整備や生活困窮者自立支援等の取組の中で、福祉以外の所管課と情報共有、意見交換を行い連携している。事業の実績や効果を適切に理解されるように説明し、社協の取組への理解を広げている。</p> <p>地域福祉座談会や地区社協・民児協等の会議、支え合い活動の事例発表等の場に参加して行政職員に生活課題や活動を進める上での課題の共有に努めている。</p> <p>行政計画策定の場に、社協の立場で委員やワーキングメンバーとして参画し、地域の生活課題や現場の課題を反映させている。</p> <p>地域福祉計画をはじめとした行政の福祉関係計画に、社協の役割・取組が明記されている。</p>	<p>行政各課との連携や社協事業・活動への理解促進について、一定程度はできているが、社協の経営や組織構成に関する状況についての理解促進までには至っていない。</p> <p>社協組織としての政策提言・要望を行っていない。（社協を構成する組織の意見や声を網羅しての取組ができていない。）</p> <p>事務局組織の各部門で把握した、地域福祉を推進するうえでの課題や地域共生社会の実現のために必要な取組について、法人組織として検討・協議・提案・解決する仕組みができていない。</p> <p>（仕組みの例：事務局各部門での把握→事務局全体としての共通認識→法人組織…部会・委員会・構成組織での検討・協議→理事会での検討・協議→評議員会での意思決定→法人としてのアクション→法人としての評価）</p>	<p>①行政との定期的な会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の施策・取組の方針や成果、課題について共通認識を行う場 ・将来的に必要となる施策・取組について意見交換を行う場 ・双方が、それぞれの仕組みや組織の状況について学び、理解する場 <p>※役員、管理職、担当者のそれぞれのレベルでこれらの場を持っていか検討</p> <p>②社協組織ならではの政策提言機能の強化</p>
	(6) 広報、情報発信	<p>対象に合わせて、広報誌、ホームページ、SNS、YouTube等の媒体を活用して広報活動を行っている。また、地区社協・民生委員児童委員・地域包括支援センター等の地域の支援者・関係機関を介して情報を発信している。</p> <p>法令に基づく情報公開を行っている。</p> <p>現況報告書に、地域における公益的な取組の内容を記載している。</p>	<p>情報公開を適切に実施するための体制の整備ができていない。</p>	<p>①広報及び情報管理機能の強化…部所横断的な広報担当者の配置に向けた検討、情報管理に関する規程の見直し</p>
II 地域 福祉 活動 推進 部門	(1) 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり	<p>全地区に地区社協設置（おおむね小学校区、54地区）</p> <p>市社協に地域担当職員を配置し、地区社協や民児協、支え合い活動に取り組む住民グループ等の運営を支援している。また、組織同士の活動の活性化や課題への対応等を協議する場を設けている。</p> <p>それぞれの地区の活動拠点（公民館、善隣館、集会所など）においてふれあいサロンや子育てサロン、コミュニティカフェ、ボランティア研修など、交流を生み出す活動が行われている。また、全地区それぞれの拠点に地域の身近な福祉相談窓口を設け（地域の方が相談員となり）、ニーズ把握・市社協や地域包括等への相談のつなぎを行っている。</p> <p>地域住民による支え合い活動を進めるにあたって、小学校区の圏域ごとの生活に関するデータや社会資源等の情報の共有、生活課題や住民意識等に関する調査（アンケート等）を通じて、地域の実情に合った活動につなげている。</p>	<p>事務局組織で把握した、住民主体の福祉活動推進組織の運営や活動を推進するうえでの課題について、社協法人組織として検討・協議・提案・解決する仕組みができていない。</p> <p>（課題の例：法人格のない地区社協が児童クラブを運営するうえでの課題やその運営費が市社協を通して助成されている仕組みに係る課題、地域での福祉活動に携わる人材の確保・養成に係る課題など）</p>	<p>①社協事務局内の事業推進体制の整備…経営会議、相談支援部門・地域福祉推進部門連絡会議、課題対応プロジェクトチーム等の仕組みの整備（再掲）</p> <p>②住民主体の福祉活動推進組織の運営や活動を支援する職員の育成</p> <p>③住民主体の福祉活動推進組織のデータベース化、他機関との共有方法の検討</p> <p>④地区社協以外の住民主体の福祉活動推進組織や企業・労働組合等の社会貢献活動推進団体、当事者組織との協働体制の構築、把握、データベース化</p>
	(2) 住民主体による福祉活動の推進	<p>住民主体によるふれあいサロンや子育てサロン、コミュニティカフェの立ち上げや活動の支援を行っている。</p> <p>身近な地域において、日頃の見守り・声かけ活動を行う推進員を委嘱し、地区社協・民生委員児童委員・地域包括等の地域の関係者と連携した小地域ネットワーク活動に取り組んでいる。</p> <p>平時の見守り活動を、災害時避難行動要支援者支援の取組と連動するようモデル地区において取組を進めている。</p> <p>市社協に地域担当職員を配置し（生活支援コーディネーター5人、支え合いソーシャルワーカー8人）、地域福祉座談会や生活支援体制整備事業による協議の場</p>	<p>事務局組織で把握した、住民主体の福祉活動推進組織の運営や活動を推進するうえでの課題について、社協法人組織として検討・協議・提案・解決する仕組みができていない。</p> <p>平時の見守り活動、災害時避難行動要支援者支援の取組と連動する取組について、全地区に広げることができていない。</p>	<p>II-(1)と同じ</p> <p>①行政との、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る協定締結の必要性についての検討</p>

項目	現状の姿		現状の課題	
	強み（できている）	弱み（できていない）		
	<p>を開催している。</p> <p>地区社協の「地区別地域福祉活動計画」策定を支援している。</p> <p>認知症の人と家族の会や手をつなぐ親の会、身体障害者団体連合会、精神障害者家族会等のセルフヘルプ活動の支援を行っている。</p> <p>また、認知症や障害のある人の施策検討を行う場で意見交換や協議を行っている。</p> <p>ボランティアセンターを設置し、グループの活動支援等を行っている。</p> <p>行政と連携し災害ボランティアネットワーク会議を設置している。町会連合会や女性会、地区社協、民児協、災害支援活動を行うNPO団体、日赤、ライオンズクラブ、青年会議所等が参画し、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成、設置・運営訓練の実施、情報交換などにより、連携を強化している。</p>	<p>全ての当事者の組織化、活動支援は行っていない。（一部に限られている。当事者組織の支援団体との連携を行っている。）</p> <p>市民活動や企業・労働組合等の社会貢献活動推進団体との連携・協働が十分にできていない。</p> <p>小中学校等における福祉教育プログラムづくりや、地域の組織・関係者を巻き込んだ取組が十分にできていない。</p> <p>多様な人材が参画する共同募金委員会組織にはなっていない。また、助成先の公募や特定の地域生活課題を取り上げるテーマ型募金の取組を行っていない。</p> <p>行政との、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る協定は締結していない。（行政の地域防災計画に明記、行政とともに策定したセンター設置・運営マニュアルに役割明記）</p>		
(3) 個別支援と地域づくりの一体的な展開	<p>市社協に地域担当職員（生活支援コーディネーター5人、支え合いソーシャルワーカー8人）を配置し、社協内の他部門（生活困窮者自立支援、権利擁護、障害のある人の就業・生活支援、福祉用具・住宅改修等専門相談、ボランティアセンター）と連携のうえ、個別支援と地域づくりの一体的な取り組みを推進する必要性を全体で認識している。</p> <p>住民主体によるふれあいサロンや子育てサロン、コミュニティカフェ等の場や地域の身近な福祉相談窓口、推進員や民生委員による見守り活動、地域包括支援センターや相談支援事業所、児童相談書、医療機関等の多様な機関との連携により、地域生活課題の把握及び個別支援と地域づくりの一体的な展開に努めている。</p> <p>市社協が、社会福祉法人・福祉施設、地区社協等の住民主体の組織が連携し地域生活課題を解決する活動につなげる取組を進めている。（買い物・移動支援、居場所づくり、こども宅食による子育て支援等）</p> <p>市社協定款に基づく部会組織として、各種福祉施設の部会を設置し、研究協議・研修・広報活動等を行っている。</p>	<p>学校や商店、企業等、福祉以外の関係者とのネットワークが十分にできていない。</p> <p>福祉以外の分野も含めた多様な主体との連携・協働による社会資源の開発が十分にできていない。</p>	<p>①個別支援・地域づくりに取組む意義や目指すかたちについての事務局内、法人組織内及び行政や関係団体間での共通認識</p> <p>②個別支援・地域づくりに携わる職員の確保、育成、スキルアップ</p>	
II 地域福祉活動推進部門	(4) 地域福祉計画・地域福祉活動計画	<p>行政と協働して地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定している。計画には、基本目標、施策の方向性、市社協の役割、取組内容、成果指標を位置付けてある。計画策定には、地区社協をはじめ地域福祉活動関係者、自治会関係者、学識経験者、公募委員等が参画している。</p> <p>地区社協が「地区別地域福祉活動計画」を策定・見直しをしている。策定にあたっては市地域福祉計画との連携を図っている。</p>	<p>地域福祉活動計画の位置づけが明瞭ではない。（地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定していること、市社協が地域福祉活動計画を策定していることを明文化していない、また、周知していないこと等が要因と考えられる。）</p>	<p>①地域福祉活動計画の位置づけの明確化</p> <p>②地域福祉計画策定過程において、社協がより深く関わり、意見を計画に反映するための方策の検討</p>
III 相談支援・権利擁護部門	(1) 包括的な相談と支援	<p>自立相談支援機関、成年後見等に関する相談機関、障害のある人の就業・生活支援機関、福祉用具・住宅改修等に関する相談支援機関を設置している。また、福祉総合相談窓口を開設している。</p> <p>相談窓口は、インターネット等多様な方法で広く住民に知らせている。</p> <p>伴走支援を基本として、ケースに応じて同行支援や専門機関との</p>	<p>支援ニーズの増加や面談が困難な状況となったこと等により、きめ細やかな相談対応・アウトリーチ・同行支援等が困難になった時期があった。（特に特例貸付対応時期）</p> <p>また、一部の相談支援部門においては、支援を必要とするケースの増加により、現在も同様の状態が続いている。（特に権利擁護関係／複合的生活課題、生活困窮、障害のある人の就業・定着に関わるニーズも増加</p>	<p>①包括的な相談と支援を適切に行うことができる人員の配置と携わる職員の確保、育成、スキルアップ</p>

項目	現状の姿		現状の課題
	強み（できている）	弱み（できていない）	
	連携、インフォーマルな社会資源との連携を行っている。 訪問やLINE、メール等様々な取り組みを通じて、支援を必要とする人とつながる取組を行っている。	傾向あり)	
(2) 相談支援業務のマネジメント	チームによる支援体制を整備している。また、弁護士会、司法書士会、医師会、社会福祉士会等を通して、専門職から助言を受けられる体制を整備している。 社協内の相談支援部門と地域福祉活動推進部門間の事例検討等を通して連携を図っている。	スーパービジョンの機会が少ない。 職員間での、相談支援業務を行ううえでの理念や基本的な考え方・方法等についての共通理解・認識が十分ではない。 社協内の相談支援部門と地域福祉活動推進部門間の事例検討の場は設けているが、部門間連携に関する具体的な仕組みが整っていない。 相談記録を適切に共有する仕組みが整っていない。	①相談支援業務を行ううえでの理念や基本的な考え方・方法についての職員間での共通理解・認識 ②社協事務局内の相談支援部門と地域福祉活動推進部門間の連携方法に関する具体的な仕組みの検討 ③必要に応じて、外部の専門家も含めた支援チームを構成できる体制の整備
(3) 地域における多機関協働の推進	地域の相談支援機関やサービス事業所、社会福祉法人・福祉施設等をリスト化し、福祉関係者で共有している。 地域の相談支援機関やサービス事業所、社会福祉法人・福祉施設等を対象とした研修や事例検討会等を開催している。また、他の期間図実施する研修や事例検討の場に参加している。 重層的支援体制整備事業による支援会議や中核機関・日常生活自立支援事業としての支援会議等により、他機関との連携・協働による複合的な課題への対応の仕組みを整備している。	重層的支援体制整備事業における他機関協働の取組が、まだ浸透していない。(開始して間もない)	①重層的支援体制整備事業の取組のさらなる周知
(4) 権利擁護支援の体制整備	専門職や当事者団体、家庭裁判所、行政、市社協による成年後見制度利用促進協議会を設置し、地域連携ネットワークを構築している。(中核機関を設置している) 広報・相談支援機能を有し、適切な後見人等の選任に向けた受任者調整会議の開催や権利擁護支援チーム体制の形成支援、専門的なアドバイザーの派遣を行っている。 日常生活自立支援事業に取組むとともに、成年後見制度との連携・切れ目のない支援、法人後見の試行実施、セミナー等による権利擁護に関わる人材育成に取り組んでいる。	市民後見人の育成には取組んでいない。 法人後見は試行的な取組にとどめている。 入院・入所、賃貸住宅の入居の際の支援、死後事務の課題解決の仕組みづくりの検討には至っていない。	①権利擁護支援の体制整備に必要な人員の配置と携わる職員の確保、育成、スキルアップ ②金沢市社協が、市民後見人の育成や法人後見の受任、入院・入所、賃貸住宅の入居の際の支援、死後事務の課題解決に取組む意義・必要性・妥当性についての検討
IV 介護・生活支援サービス部門	(1) 地域のニーズに応じた介護・生活支援サービスの実施	該当なし	①金沢市社協が、地域のニーズに応じた介護・生活支援サービスを直接実施する意義・必要性・妥当性についての検討
	(2) サービスの質の向上、経営基盤強化	該当なし	

(1) 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 法人設立後70年の歩み (関連年表…主な事項を抜粋)

令和6年3月現在

年	金沢市社協	全国・石川県
大正		
6年	1917	岡山県済世顧問設置規程公布
7年	1918	大阪府方面委員規程公布
11年	1922	石川県社会改良委員規程公布
昭和		
3年	1928	社会改良委員から方面委員へ
4年	1929	金沢市方面委員事業助成会設立 世界大恐慌、救護法公布
6年	1931	金沢市方面委員事業助成会が鈴見保護所設立 (収容保護施設) 森山方面委員部が東山寮設立 (宿泊提供施設)
7年	1932	金沢市方面委員連盟設立 救護法実施、全日本方面委員連盟設立
8年	1933	金沢市内方面委員が同情週間実施 石川県方面委員連合会設立
9年	1934	野町方面委員部が第一善隣館設立 (昭和35年までに19か所の善隣館が設立される。現在11館)
20年	1945	第二次世界大戦終結
26年	1951	市社協設立 (未法人) 社会福祉事業法公布 (都道府県社協・共同募金会等) 中央社会福祉協議会設立 石川県社会福祉協議会設立
29年	1954	市社協法人設立認可 12月 初代会長 荒崎良道 (～昭和51年4月) 拠点 石川県社会事業会館
30年	1955	拠点 金沢市福祉会館 部会規程制定 (民生児童委員、保育、研究調査、更生保護、母子の各部会) 金沢市社会福祉事業従事者互助会制度創設 (民間社会福祉事業従事者の退職共済制度) 世帯更生資金貸付相談開始 世帯更生資金貸付制度開始
40年	1965	拠点 第三善隣館
41年	1966	拠点 石川県社会福祉会館 市町村社協に福祉活動専門員配置 (国庫補助事業)
43年	1968	しらゆり保育園開設 (平成22年度まで)
48年	1973	ことぶき奉仕団事業開始 (平成20年度まで)
49年	1974	家庭奉仕員派遣事業開始 (平成2年度まで)
51年	1976	4月 二代会長 長谷俊二 (～昭和57年3月)
52年	1977	旭町保育園開設 (平成22年度まで)
56年	1981	金沢市児童館運営事業受託 (平成20年度まで)
57年	1982	4月 三代会長 北元喜雄 (～平成3年1月)
58年	1983	市町村社協法制化
60年	1985	ボランティアピア事業実施 (国庫補助、2年間)
62年	1987	金沢ボランティアセンター開設 社会福祉士及び介護福祉士法施行
63年	1988	金沢市児童クラブ運営事業受託

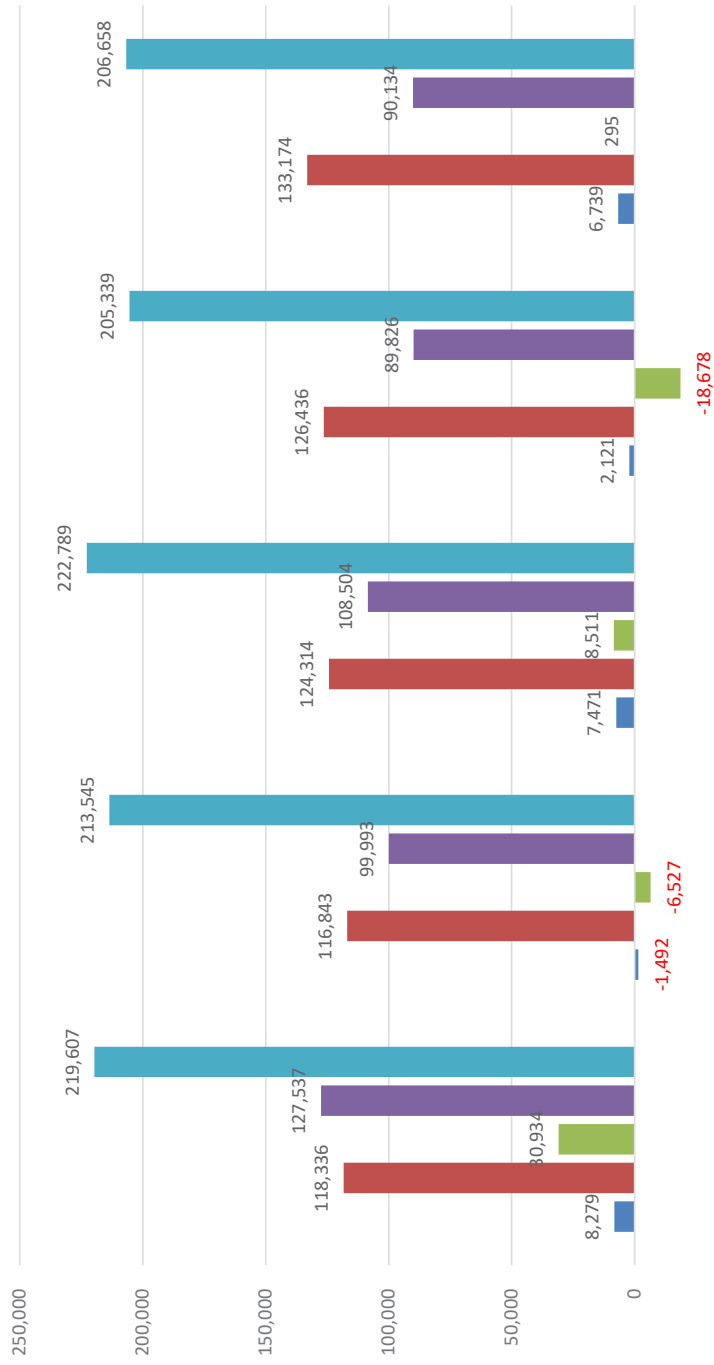
年	金沢市社協	全国・石川県
平成		
元年	1989 金沢市民生委員児童委員設立（市社協民生児童委員部会を発展させて設立、事務局:市社協） 金沢市福祉ボランティア連絡協議会設立（事務局:市社協）	社会福祉関係八法改正 （在宅福祉サービスの推進、福祉サービスの権限を市町村へ等）
2年	1990 金沢市福祉サービス公社設立（在宅福祉サービス実施、現 金沢健康福祉財団）	世帯更生資金貸付制度から生活福祉資金貸付制度に変更
3年	1991 1月 四代会長 清水準一（～平成7年10月） まちぐるみ福祉活動推進事業受託	
4年	1992 ふれあいのまちづくり推進事業実施（国庫補助、5年間）	
7年	1995 10月 会長職務代理者 加納実（～平成8年3月） 災害支援 西宮市へ職員派遣	阪神・淡路大震災
8年	1996 3月 五代会長 奥清（～平成20年12月） 4月 金沢市が中核市となる 拠点 金沢市松ヶ枝福祉館（運営管理受託、平成17年から金沢市指定管理事業） 定款に基づく部会として地区社協会長部会、老人福祉施設連絡会設置	
9年	1997 福祉人材養成事業受託（ヘルパー・介護福祉士養成、現 介護職員人材定着促進事業） 車いす利用者の移送サービス運営事業受託 定款に基づく部会として地域デイサービス部会設置	
10年	1998 いきいきギャラリー開設（金沢市受託事業、安江町） 定款に基づく部会として障害児・者福祉施設連絡会設置	
11年	1999 障害者雇用定着促進事業受託 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）受託 居宅介護支援事業開始（平成19年まで）	民法改正（成年後見制度等）
12年	2000 地域サロン事業受託（平成20年までに全地区で実施） 介護サービス事業者連絡会設立（事務局:市社協） 介護相談員派遣事業受託	介護保険法施行 社会福祉基礎構造改革関連法公布（措置から契約へ） 社会福祉法成立、民生委員法改正
13年	2001 子育てサロン事業受託（現在32地区で実施）	
14年	2002 金沢福祉用具情報プラザ開設（金沢市指定管理事業）	
15年	2003 金沢障害者就業・生活支援センター開設 金沢市地域福祉計画2003策定	
17年	2005	障害者自立支援法公布
19年	2007 災害支援 輪島市・穴水町へ職員派遣 金沢権利擁護センター開設	能登半島地震
20年	2008 金沢市地域福祉計画2008策定 7月 金沢災害ボランティアセンター開設（浅野川水害）	リーマンショックによる世界同時不況
21年	2009 1月 六代会長 佐藤伸也（～平成23年3月） 金沢災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（水害編）作成、平成22年 震災編作成	生活福祉資金貸付制度改正
23年	2011 災害支援 陸前高田市へ職員派遣 4月 七代会長 武村昇治（～平成26年3月）	東日本大震災

年	金沢市社協	全国・石川県
24年	2012 子どもの学業支援事業受託（平成30年から「子どもの学習総合支援事業」）	
25年	2013 法人後見の試行的受任 金沢市地域福祉計画2013策定 地域安心生活支え合い事業受託（モデル地区：新竪、米丸）	子どもの貧困対策推進法成立 令和3年までに全地区で実施）
26年	2014 4月 八代会長 米林憲英（～平成28年3月） 金沢自立生活サポートセンター開設 （平成27年から生活困窮者自立支援法により事業実施）	
27年	2015 金沢市災害ボランティアネットワーク会議立ち上げ 住居喪失者等支援活動（食糧支援等）開始（専門職団体等と連携し実施）	生活困窮者自立支援法施行
28年	2016 4月 九代会長 浦上光太郎（～平成30年3月） 災害支援 熊本市へ職員派遣	熊本地震
29年	2017	社会福祉法改正（社会福祉法人）
30年	2018 金沢市地域福祉計画2018策定 4月 十代会長 平嶋正実（～平成31年3月） 災害支援 江田島市・呉市へ職員派遣 生活支援体制整備事業受託（生活支援コーディネーター5名配置） 地域の身近な福祉相談窓口設置事業受託（令和3年までに全地区に設置） 社会福祉法人の地域貢献活動事例集発行	社会福祉法改正（地域包括ケア） 西日本豪雨災害
31年	2019 4月 十一代会長 丸口邦雄（～令和3年3月）	
令和元年	2019 地域福祉支援コーディネーター配置事業受託（令和5年までに全地区に設置） 災害支援 長野市へ職員派遣	
2年	2020 生活福祉資金特例貸付相談室開設（令和4年まで） （新型コロナウイルス感染症により収入が減少した世帯対象） 相談支援包括化推進事業受託（令和5年までに支え合いソーシャルワーカー8名配置） アクティブシニア実践事例集作成	台風15号・19号による災害 新型コロナウイルス感染症の流行 生活福祉資金特例貸付実施（令和2年3月～令和4年9月） 社会福祉法改正（地域共生社会の実現）
3年	2021 4月 十二代会長 桶川秀志（～令和5年6月） 成年後見制度利用促進事業受託（令和5年から中核機関本格稼働） 「住民同士の支え合い活動事例集」作成	
4年	2022 重層的支援体制整備事業本格実施 子ども宅食モデル事業受託 アクティブシニア応援事業受託 災害支援 小松市へ職員派遣	8月大雨災害
5年	2023 金沢市地域福祉計画2023策定 6月 十三代会長 高柳晃一（現在） 災害支援 珠洲市へ職員派遣 災害支援 津幡町へ職員派遣 市社協中期経営計画策定着手	能登地方を震源とする地震 6月29日からの大雨による災害

年		金沢市社協	全国・石川県
6年	2024	災害支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 輪島市、羽咋市、穴水町へ職員派遣 ・ 金沢市避難所等でのボランティアコーディネート・炊き出し支援 ・ 金沢市へ避難している方のニーズに応じたボランティア活動のコーディネート カフェ「あつまらんけ〜のと」実施、生活用品等の無料提供、支援情報の提供 買物支援「のらんけ〜のと」運行 など ・ 生活福祉資金特例貸付相談室開設（被災された世帯対象…石川県社協委託） ・ 被災者見守り・相談支援等事業実施（みなし仮設住宅等入居世帯対象…石川県委託） 市社協中期経営計画策定(令和6年3月)	令和6年能登半島地震(1月1日)
		市社協法人設立70周年(令和6年12月)	

(千円)

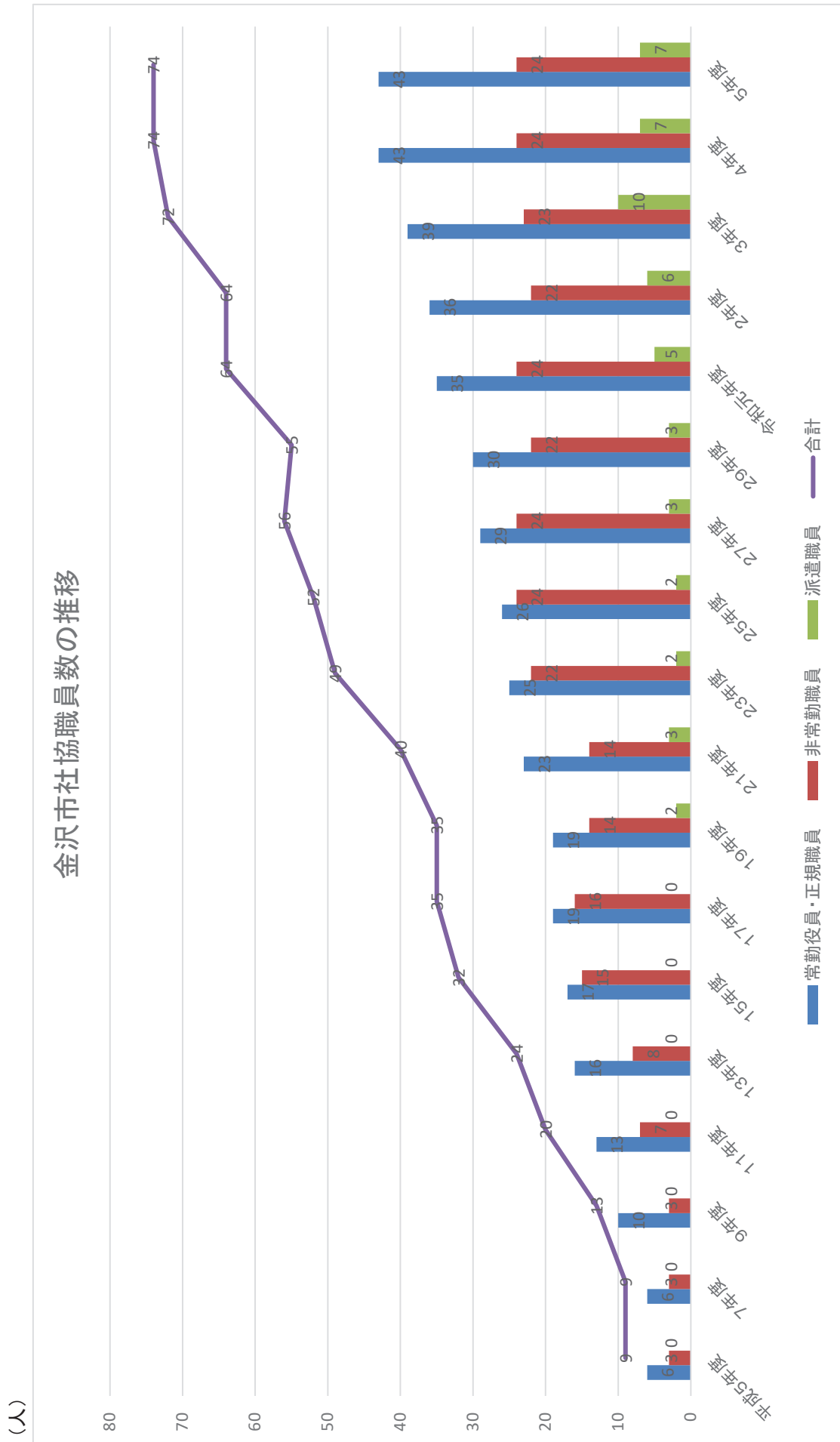
金沢市社協 過去5年間の財務状況



-50,000

	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
■ 資金収支計算書 当期資金収支差額	8,279	-1,492	7,471	2,121	6,739
■ 資金収支計算書 当期未支払資金残高	118,336	116,843	124,314	126,436	133,174
■ 事業活動計算書 当期活動増減差額	30,934	-6,527	8,511	-18,678	295
■ 事業活動計算書 次期繰越活動増減差額	127,537	99,993	108,504	89,826	90,134
■ 純財産	219,607	213,545	222,789	205,339	206,658

金沢市社協職員数の推移



(3) 金沢市社協を創設した人たち・金沢の社会福祉の礎をつくった三賢人

○社会福祉法人金沢市社会福祉協議会を創設した人たち（法人設立当初の役員）

- ①会長（理事） 荒崎 良道（味噌蔵地区）
- ②副会長（理事） 平野 芳泰（菊川地区）
- ③副会長（理事） 川北 隆吉（野町地区）
- ④理事 吉田 善堂（小立野地区）
- ⑤理事 疋田 幸次郎（新堅地区）
- ⑥監事 岡田 清（瓢箪地区）

※「金沢市社協を創設した人たち」は、以下の資料から引用しました。

- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会発行 「荣誉に輝く人々」（昭和34年12月発行）
- ・社会福祉法人新堅善隣館発行 「新堅善隣館の軌跡 一方面委員・民生委員とともに」（平成22年2月発行）

※「金沢の社会福祉の礎をつくった三賢人」は、以下の資料から引用しました。

- ・金沢市民生委員児童委員協議会発行 「金沢市民生委員制度創設100周年記念誌」（令和4年11月発行）

金沢市社協を創設した人たち①



あらい きよみち

荒崎良道
(明・三五・八・五)

本籍地 石川県金沢市八坂
町二五

現住所 同 右

職業 団体役員

▲ 業績の概要 ▼

氏は、大正十三年三月富山県高岡市に私立高岡託児所を創設、また昭和十年一月金沢市に桜町保育所を創設しそれらの事業の育成発展に多大の貢献をした。一方、氏は、昭和五年方面委員に委嘱されてから、引続き今日まで民生委員、児童委員として、管内の要保護者の更生指導に献身的努力を傾注し、なおその間、昭和九年以来少年教護委員並びに少年保護司として、非行少年の改過遷善に努力した。また昭和十一年四月、第三善隣館診療部、保育部、研究部を設置、さらに昭和十三年には同館内に乳児保育所を開設、乳児哺育事業に先鞭をつけるとともに、同年この施設は、恩賜財団愛育会の地方研究分室として指定され、氏はその常務となつて金沢医科大学と提携して研究を重ね、その研究成果を広く社会に発表し乳児哺育事業の発展に大なる功績を収めた。さらに昭和十四年四月愛育思想普及徹底のため町内会に愛育班を、同十五年五月には、乳幼児育成の模範的指導を行うため愛育健奨会を創立、次いで、昭和二十四年十一月、当時特に不足を告げていた幼児養護のため養護施設愛育園を創設するに至つた。以上の如く、氏は終始、乳幼児の保育養護のため献身的な努力を傾注し、その功績は極めて顕著なものがある。

金沢市社協を創設した人たち②

▲ 業績の概要 ▼

氏は昭和十三年九月方面委員を委嘱されてから、戦後戦後の困難な社会情勢の下にも拘らず、よく要保護世帯等の援護、更生指導に尽力、また昭和十五年八月からは常務委員として他の委員の指導連絡に当り、地区民生事業の振興に多大の貢献をした。また身体障害者の更生援護には特に意を用い、氏の経営する平野化学工業株式会社には、常時身体障害者を二十数名雇用し、その援護の範を示した。さらに社会福祉協議会結成の気運が起るや、昭和二十六年四月金沢市菊川町社会福祉協議会の結成に努力し、結成後は推されてその会長となり、また昭和二十七年四月石川県社会福祉協議会理事に推される等、地域社会福祉の推進発展に寄与したところもまた少なくない。その外、保育事業、社会保険事業の運営にも尽力するとともに、保護司として釈放者等の保護善導にも当り多大の功績を収めたが、昭和三十一年二月二日、病魔に倒れ、世人の哀惜の裡に他界する身となった。



平野芳泰

昭・三二・三・三・死七
(享年五〇才)

本籍地 石川県金沢市上川
除町二十九

遺族現住所 同 右

金沢市社協を創設した人たち③



川北隆吉

昭・三三・一・廿九
(享年六五才)

本籍地 石川県金沢市野町

四丁目十四

遺族現住所 同 右

▲ 業績の概要 ▼

氏は、大正十二年五月、数多い医師の中から選ばれて社会改良委員に委嘱されてから、引続いて方面委員、民生委員として歴任、その間、要保護者の更生指導に、また他の委員の啓発指導に専心意を用い、民生事業の発展向上に多大の貢献をした。ことに医療保護には深い関心を示し、気軽に要保護家庭を往診し、その際単に医療のみならず生活上の相談並びに指導にも当り、区民もまた心おきなく氏の宅に出入りして指導を受ける等、区民からは慈父の如く尊敬されるところとなっていた。また大正十年四月野町小学校校医を委嘱された氏は、学童の健康は乳幼児よりとの信念から、昭和七年以来同校内で定例的な地区乳幼児の健康相談を実施し、愛育思想の普及に努めるとともに乳幼児の健康増進に寄与した。さらに昭和九年隣保事業のセンターである善隣館建設の議が起るや、その建設に奔走し、その設立後の経営及び運営にも献身的な奉仕をした。次いで善隣館事業の一端として保育所が開設されるや、健康診断、衛生設備は勿論、他の保育所に乏しがけて開所の日から給食制度を採用することを建議し、経済的援護と栄養改善に多大の成果を収めるところとなった。この外にも、老人福祉増進のため第一善隣館内に「老人ホーム」を設け、老人に憩いの場所を提供、各種の催物を開催して教化慰安を行うについて積極的に指導をし、老人福祉の向上にも尽力してきたのであったが、昭和三十三年十一月九日病魔に倒れ、区民並びに関係者の哀惜のうちに他界された。

金沢市社協を創設した人たち④



よし だ ぜん ぢょう
古 田 善 堂
(明・三・二・三)

本籍地 石川県金沢市鶴間
町一三二

現住所 同 右

職業 僧 侶

▲業績の大要 ▼

氏は、大正十二年七月石川県社会改良委員に委嘱されてから今日まで引続き方面委員、民生委員、児童委員として担当地域の社会事業に対する指導啓発、教化改善に努め、その間多大の成果を収めた。殊に石引町方面区域は概して生活程度の低い階層が多く、これがため氏は生活改善、冠婚葬祭の簡素化、良風美俗の培養に努力しまたこの区域は、従前政争激しく民生事業の発展が著しく阻害されていたのを憂い、その刷新と発展に献身的努力を傾注し、幾多の迫害と対立の難事を克服して、金沢市における模範的方面区として推賞されるまでに至らしめた。また昭和十二年隣保事業小立野善隣館の建設が計画されるや、自ら管理する如来寺の境内の一部約五〇〇坪をその敷地として、永久的無償貸与で提供するとともにその建設に昼夜を分たず尽力し、設立後も館長としてその運営に意を用い、隣保事業の他経費診療所、保育所、授産場を設けるなど、今日まで地域社会の福祉向上のため幾多の功績を収めた。一方、昭和十四年氏は司法保護委員及び人事調停委員を委嘱されてから、免囚の人々の保護、就職斡旋に努力し、戸籍整理、家庭紛争な処理の任ため弁護士を招いて無料法律相談所を設けるなど、その責ある行動は広く世人の認めるところとなっている。

金沢市社協を創設した人たち⑤

(新 豎)

第三章 善隣館活動に貢献された方々

◎二代目館長

初代理事長 正田幸次郎氏

(昭和十四年八月—四十二年六月 館長・理事長)



旧新豎町二丁目現・幸町三十一

十七で薬剤師として薬局を営まれておられました。昭和十四年に方面委員に任せられ、野田常務委員の補佐役として会を支え、善隣館建設に当たっては資金問題にも積極的に関与し、調達にも大変、尽力されました。

昭和十九年八月、野田館長・常務理事が所期の目的、善隣館建設を達したとの事で退任された後、二代目館長に就任され、最も苦しかった終戦直後の混乱期には献身的に生活困窮者や障害者の援護にその重責を果たされました。昭和二十一年には方面委員から民生委員と改称され、委員数も三十名と増加し、仕事量も増大しました。

組織も昭和二十四年に法人化(財団法人)され、法人格を得て、益々善隣館に対する校下民の期待が膨らみ、氏は様々な方策を考え出しました。困窮者も遠慮なく通院できる病院の開院や魚網工場を創業し、内職や幹旋等も手掛けられ、また困り事相談所の開設もし、バイタリティーに富み且つ抱擁力のある方でした。

昭和四十三年に退任されるまでの二十五年間には社会情勢の一番厳しい時期で、これを旺盛に乗り切り、善隣館の法人格取得、昭和二十七年社会福祉法人に変更も含め盤石の基礎を造り上げた方でした。

金沢市社協を創設した人たち⑥



お だ きよし
岡 田 清
(明・三・八五)

本籍地 石川県金沢市巴町
二二
現住所 同 右
職 業 逓達会社社長

▲業績の概要▲

氏は昭和九年六月石川県方面委員を委嘱されて以来、引続き民生委員として現在まで二十有余年の永きにわたり、地区内要保護者の生活指導に尽力するとともに、健康診断、保健指導を実施して疾病及び貧困の予防に意を用い、さらにこれらの世帯の中学卒業児童の就職斡旋並びに慰問激励を行い、また保護司として免囚者や非行青少年の更生指導に寝食を忘れて努力し、或は金沢市少年連盟会長として児童の善導と健全育成に尽力し、特に終戦後児童の不良化が問題になるや、地域の環境改善に意を注ぎ、校外指導に努め昭和二十九年六月には石川県児童会館建設促進連盟を結成し、会長としてその実現に熱意を傾注している。またこれより先昭和二十三年児童福祉法が施行されるや、地区内に保育所のないのを憂え同年七月逸早く私立瓢箪町保育所を設置し、保育に欠ける幼児を收容して適切な運営を行い昭和二十八年十月からは私立平和町第一、第二保育所を建設、自ら保育所長として斯業の発展に貢献している。氏はまた身体障害者の福祉に意を注いできたが、昭和二十五年四月金沢市身体障害者福祉協会連合会副会長に、翌二十六年八月さらに石川県ろうあ福祉協会会長に選ばれ、常に障害者のよき相談役として更生援護に尽力している。昭和二十六年社会福祉事業法施行に伴い社会福祉協議会結成の気運が起るや、各地区に先んじて同年三月金沢市瓢箪町地区社会福祉協議会の結成に尽力し、推されて会長となったが特に公民館婦人会青年団、PTAなどの各種地域福祉団体との連携を図り、同協議会の育成と地域社会福祉の増進に寄与するなど社会福祉事業の発展向上に貢献するところ極めて大なるものがある。

金沢の社会福祉の三賢人 礎をつくった

金沢の社会福祉の歴史を語るうえで、忘れてはならないのが、大正から昭和にかけて社会福祉の先達として活躍された安藤謙治氏、浦上太吉郎氏、荒崎良道氏の3氏です。3氏は戦中戦後の動乱の時代に、金沢市の地域福祉の拠点である善隣館の設置をはじめ、生活に困窮する人々への支援のために全国に先駆けて様々な取り組みを進めました。金沢市民生委員制度が100年を迎えるにあたり、改めて先人の功績を紹介し、後世に語り継いでいきたいと思えます。あわせて3氏それぞれのお孫さんをご紹介します。



安藤 謙治氏



浦上 太吉郎氏



荒崎 良道氏



雲龍寺にて。左から安藤謙治氏、浦上太吉郎氏、荒崎良道氏

引用：参考資料「善隣館 安藤謙治」『山崎善隣館と浦上太吉郎』、『善隣館創立100周年記念誌』、『善隣館創立100周年記念誌』

安藤 謙治氏

明治26(1893)年～昭和22(1947)年

第一善隣館を設立した 民間社会福祉事業の先達

安藤謙治氏は金沢市の老舗業種明屋の長男として生まれ、家業を継いで薬剤師として活躍しながら、一生を民生事業の発展に捧げた、全国に知られた社会事業家です。

大正11(1922)年、制度のスタートと同時に石川県の社会改良委員(のちの方面委員)に任命されます。このとき、辞令を渡されたのは約100人。この年の夏に犀川・浅野川の大洪水が起こり、水の共有や食料の炊き出しなどを行ったのが、はじめての任事だったといわれています。その後、関東大震災の罹災者への救援、要救護者への支援、先進地視察である大阪への視察等を実行。また、公財救済制度の確立、救護法の制定を全国的に連帯し要望しつつ、一方で積極的に社会事業施設の設置に尽力しました。

昭和9(1934)年、「第一善隣館」を金沢市の野町に設立。救貧・防貧活動の拠点となる施設の必要性を痛感していた氏は、「善隣館建設の根本精神は、要するに庶民階層に対する福利増進並び



第一善隣館の外観(「善隣館集 安藤謙治」より)

に、精神的教化運動の二大方針をもって、善隣館の完成化を図らんとする」と残っています。金沢市から無償で借り受けた野町尋常小学校の旧西校舎を改修し、託児所、授産室(ミシンや紙袋貼り等を指導し自立を支援)、同心講(貧困者を対象にした仏教講)、相談事業や、後に公民館に吸収される精神的教化運動(社会教育事業)が構想され、「善隣思想」がその実践を支えました。善隣館は昭和35年までに金沢市内に19館がつくれ、現在も1館が活動している金沢の福祉の原点です。

安藤氏は昭和22年6月に55歳で死去。葬儀は石川県連合民生委員会葬として執り行われ、当時、善隣委員長の元で副会長であった浦上太吉郎氏が善隣委員長を務め、荒崎良道氏も善隣委員のひとりとして名前を連ねています。

子孫が語る

安藤 謙治さん

私が生まれたのは祖父が亡くなった1年後なので面識はありません。そのため直接の思い出はなく、家系などから聞いたことしか語れないのですが、祖父と同じ名前のため、誤名したのかと聞かれることがあります。全然、そんなことは無く、偶然だったようですよ。

家庭での祖父は非常に愉快な、ひょうきんな人だったそうです。人を無めて話をするのがとても好きで、お酒も大好き。キャンプで使うコックウェアを持っていて、アルコーランプで燗をしていたそうで、ポロポロになったものが家に残っていました。どちらかというと外の活動が中心で家業は祖母任せだったようですよ。

最近、顔が祖父に似てきたといわれることがありますが、祖父の功徳とは関係なく、爺さんに似ているといわれることが、何となく善い言葉に感じられるようになってきました。



うら かみ た きち ろろ

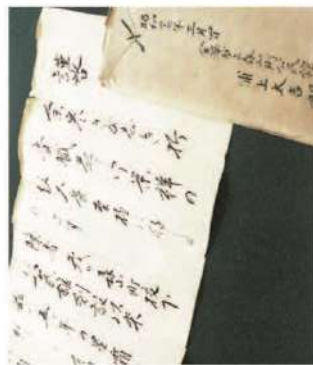
浦上 太吉郎氏

明治26(1893)年～昭和47(1972)年

薬剤師として活躍しながら 生活困窮者の取替保護事業に尽力

浦上太吉郎氏は安藤謙治氏と同じ明治26(1893)年の生まれです。金沢医学専門学校薬学部同期で、同じく薬剤師となり、安藤氏が亡くなるまで公私ともに親しい関係でした。昭和初期の石川県薬剤師会には、浦上氏や安藤氏のほか、石黒伝六氏、河村栄安氏などがいて多士済々、福祉の分野で名前を残した人物も多かったと伝わります。

浦上氏の功績としてまず挙げられるのが、安藤氏が第一善隣館を創設する3年前に桑山善隣館の前身である東山寮を開設し、困窮する人たちの取替保護事業を始めたことです。桑山善隣館は美賀町に民生委員児童委員が自らの手で創設した施設の中で大、発展させていくために、戦時中の困難の中を桑山善隣館の創設のために奔走しました。それらの事業を、本業である薬剤師の仕事の合間に、戦時中の資材不足や資金不足に耐えながら、さらには、石川県医師会会報・薬剤師会会報を毎月編集、発行する責任者としての作業を行いながら進めました。



浦上太吉郎氏の自筆書状
（「桑山善隣館と浦上太吉郎」より）

浦上氏が東山寮の建設を決定した昭和初期には現在とは比較にならないほど多くの人たちが貧困に陥っており、救済を必要としていました。氏が東山寮を建設するために48坪の土地を購入し、登記を終えたのは昭和5(1930)年8月。元は畑地であったらしく、その後、昭和18年に売却し、その代金は桑山善隣館建設の費用に充てられています。

昭和27年、第6回石川県薬剤師会通常総会における役員改選で、浦上氏は一切の役職を辞任し、精神障害者の医療・救済を行う常置園(現ときわ病院)、第二常置園(現三谷の里ときわ苑)を運営する社会福祉法人金沢市民生協会の初代理事長に就任し、その後も懸命な努力により、事業を発展させています。

浦上 光太郎さん

私が幼いころに祖父は社会事業から退きました。業制の経営がうまくいかなかったが理由だと思えます。ですから、社会事業の記録が家にはまったく残っていないのです。子どものころの祖父の印象は静かで優しい人。食卓はいつもシーンとしていて子どもにはなにも尋ねに感じませんでした。今回、姉に思い出を聞いたところ、知らなかったエピソードがありました。祖父がまだ社会事業に従事していたころには、毎月、料理から板前を呼び、民生委員や赤十字の関係の方などを集めて我が家で宴会をしていたそうです。姉の話ではお書さんがみんなを優しくしてくれるので、いつもの食事と違い、楽しかった記憶がある。そこで安藤さんや荒崎さんともいろいろお話をしていたのではないかと思います。祖父が笑顔を見せるようになったのは、社会事業から退いて何年も経ってからでした。



あら さき りょう どう

荒崎 良道氏

明治35(1902)年～昭和51(1976)年

母子福祉、保育事業の発展に寄与 全国民生委員児童協議会会長などの要職を歴任

荒崎良道氏は富山県高岡市の料亭の次男として誕生しました。小児喘息で医者から長生きできないだろうといわれた荒崎少年は、どうせ死ぬなら仏さまのそばで、お寺で死にたいと、12歳で寺に入り小僧になりました。20歳で高岡市の天景寺の住職となりますが、この寺の山門に女を亡くした幼い二人の少女がいつも寂しそうに佇んでいるのを見て、こうした子どもや母親が安心して生きていける道を作らなければいけないと決心しました。これが氏の社会福祉事業の出発でした。天景寺から金沢の聖徳寺に移ってから、いろいろな方法で貧しい人々を助ける道を進みます。寺に「仏教道徳団」を結成し、そこを拠点に歳末助け合い募金のような活動を生活困窮家庭への施米運動などを続けました。

戦争の足音が近づくと昭和10(1935)年、荒崎氏が中心となり、材木方面委員部(のちの味噌蔵民生委員会)が第一善隣館の前身である協心舎を設立。低所得者に対する保護と母子保健対策事業を



記念品として贈られた肖像画を前にした荒崎良道氏
（「第三善隣館と荒崎良道」より）

開始しましたが、協心舎はまもなく習害により閉鎖。翌年、第三善隣館を建設します。荒崎氏はこの第三善隣館の建設費用の工面に奔走し、償還するのには後々までたいへん苦勞しました。戦争が始まり戦死者の遺族が増えたと連尼を預かり育てる七生寮を建設、これが戦後の養護施設、林業園の設立につながりました。

荒崎氏は第三善隣館を基盤に多くの社会福祉事業に心血を注ぎ、全国民生委員児童協議会会長など数多くの要職を歴任。養護施設の創設をはじめとした先駆的かつ創造的な数々の業績は全国的にも高く評価されています。

ご本人は人情に厚く、優もろい、親しみやすい方だったと伝わります。優れた足跡とともに温かな人柄も多くの人の記憶に残っています。

子孫が語る 荒崎 良舜さん

祖父が亡くなって、お別れの会を開いていただいたのですが、腹意で祖父の大きな肖像画を初めて見ました。全国の民生協会の会長を辞めたときに記念にいただいたものです。感動しました。祖父は寺の仕事と民生委員の仕事で、本当に休む間もなく働いていました。出張が多く、私が子どものころには、金沢では見たことが無いようなパンをたくさんお土産に買ってきてくれたこともありました。もう、嬉しくて飛んでいきまじましたよ。祖父は私をとてもかわいがってくれて、二人で片山清温泉へ行っただけです。手をつないで、ゲタのカランカランという音まで記憶に残っています。いつも優しい祖父が素直な長母は、テレビで相撲やプロレスを見ているとき、お世をかいで一生涯懸命に生きていました。そんなところでガスを抜きをしていんだんじやないかと思えます。それも大好きな祖父の姿です。



金沢市地域福祉計画2023

みんなで支え合う地域社会をめざして

〔抜 粋〕



金 沢 市

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画として策定したものです。

本計画は地域という視点から、他の福祉分野別計画を横断した共通基盤として策定するもので、全ての人の地域生活を支えることを目指すものです。地区社会福祉協議会を中心に策定する「地域福祉活動計画（地区別計画）」を推進・補完する計画の意味も併せ持っています。

また、社会福祉法第106条の4第2項に規定されている重層的支援体制の整備について、社会とのつながり作りのための参加支援や、多機関協働の包括的な相談支援などへの対応についても盛り込んでいるほか、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定されている「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定されている「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」としても位置づけています。



3 計画期間

本計画の計画期間は、2023年度から2027年度までの5年間とします。

また、国の動向、社会経済情勢などの状況の変化に対しては、必要に応じて計画期間の見直しを行います。

2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
金沢市地域福祉計画2018					金沢市地域福祉計画2023	
かなざわ子育て夢プラン2015		かなざわ子育て夢プラン2020				
金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2017			子ども生活応援プラン			
金沢市子どもの貧困対策基本計画						
ノーマライゼーションプラン金沢2015			ノーマライゼーションプラン金沢2021			
金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想						
長寿安心プラン2018			長寿安心プラン2021			長寿安心プラン2024

4 策定方法

(1) 金沢市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

金沢市社会福祉審議会は、社会福祉法の規定に基づき社会福祉に関する事項を調査審議し、市長の諮問に答え、関係行政庁に意見を具申するために中核市に設置されている附属機関です。本計画の策定に関して、当審議会に設置されている地域福祉専門分科会において、計画の方向性について各委員から意見をいただきました。

(2) 金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ

実質的に資料を収集し、原案を策定するために、庁内の部局横断的な職員によるワーキンググループを組織しました。

(3) 計画策定過程における市民の意見の反映

地域福祉活動に関するアンケート

各地区の地域福祉活動の現状と課題を把握するために、地区社会福祉協議会（54地区）にアンケート調査を実施しました。

第4章

計画の目標と施策の展開

1 計画が目指す地域福祉の姿

**金沢の豊かな福祉コミュニティ土壌を基盤に、
多様な支え合い体制を構築する**

地域とは、高齢者、障害のある人、子どもなど立場や環境が異なるあらゆる人々が暮らす本拠であり、その地域において、市民一人ひとりが居場所や役割を持ち、かけがえのない人間として尊重された日常生活を送ることは、希望や喜びを感じて心豊かに生きるための大切な要素です。

金沢市は、歴史的な背景から、地域における豊かなコミュニティ土壌が古くから培われてきました。この先人によって育まれた連帯の精神は、現在、善隣館、町会、地区公民館などの金沢独自の活動に受け継がれており、地域の支え合いにおいて重要な役割を担っています。

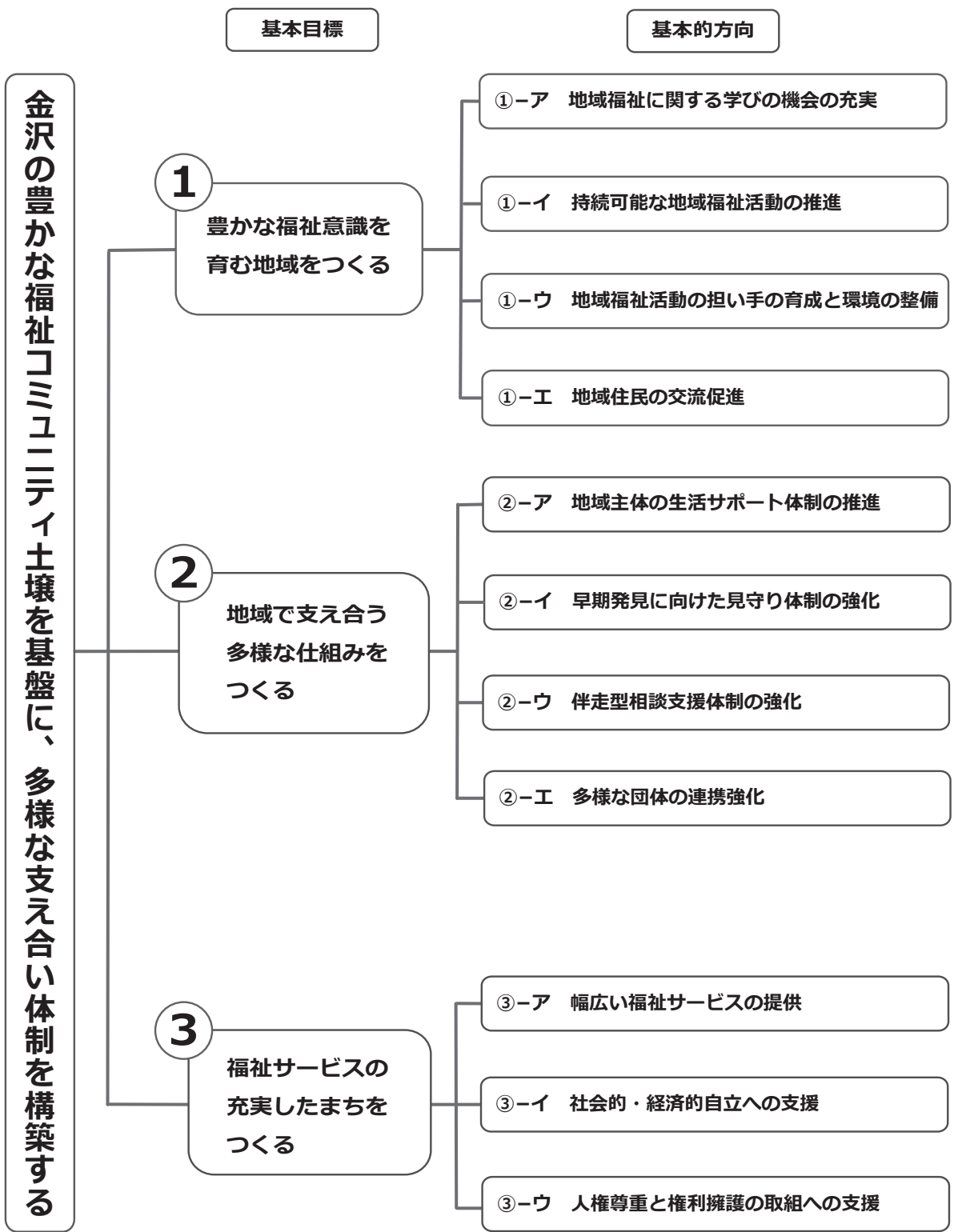
その一方で、ライフサイクルの変化などにより、住民の地域への帰属意識の低下が進んでおり、地域コミュニティが弱体化している側面も見られます。

また、地域における課題においても、近年では、一つの世帯において相互に関連し合った複数の課題が存在するなど、ケースの複雑化・多様化が見られ、特定の分野からの支援だけでは対応できない場合も増えています。

このような多様化する新たなケースにも対応するためには、古くから培われてきた福祉コミュニティの強みを再認識し、これを基盤として、多様な団体が連携し、分野を問わずに支え合える体制を整備することが必要です。

本計画では、地域と行政が協働して地域全体で支え合う体制を推進することで、孤立や社会的排除のない、誰もが安心して暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。

2 計画の体系



3 基本目標

計画が目指す地域福祉の姿、「金沢の豊かな福祉コミュニティ土壌を基盤に、多様な支え合い体制を構築する」を実現するため、以下の基本目標を設定します。

基本目標①「豊かな福祉意識を育む地域をつくる」

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と地域活動への関心を持ち、地域における役割を理解することが大切です。また、支える側と支えられる側は、固定した関係ではなく、個々の状況によってその関係は変化するものであるため、思いやりの心を育み、人と人とのつながりを深め、「顔の見える」関係で、お互いに支え合う地域づくりを推進します。

また、日々変化する社会情勢の中、地域福祉活動を持続させる工夫が必要です。ソーシャルメディアやICTを活用しながら、担い手不足やコロナ禍における課題などへの対応を図ります。

さらに、地域福祉活動の推進にあたっては、地域団体やボランティアグループ等の地域における社会資源の活動が不可欠であり、その中心となる地区社会福祉協議会の活動は極めて重要です。意識啓発や参加へのきっかけづくりを行うことで、市民に地域活動への参加を促し、地域活動の活性化を推進します。

基本目標②「地域で支え合う多様な仕組みをつくる」

これまでの見守り活動や公的制度から外れる人が増加し、社会的孤立を防ぐ取組が急務となっていることから、地域内の支援を必要とする人をもれなく把握し、その人のニーズに応じて適切なサービスにつなぐ仕組みを構築することが必要です。

孤立する人の社会参加への支援や、支援が届いていない人を早期に発見するためのアウトリーチ等を通じて、継続した支援に結び付けます。

また、地域が主体となって行う地域生活課題へのサポート体制や、住民相互の支え合い体制の構築を進めます。

基本目標③「福祉サービスの充実したまちをつくる」

本計画は他の福祉分野別計画の上位計画として、整合性を図り一体的に推進していくものです。地域には支援を必要とする様々な人が暮らしており、こうした人々が安心して暮らし続けられるためには、住みよい環境をつくるとともに、福祉施策を充実させていくことが必要です。福祉サービスの量的確保のみならず、サービスの質の向上を図ります。

また、経済的に困窮している人、社会的に孤立している人などの自立を支援する取組や、成年後見制度の利用促進をはじめとする、判断能力が十分でない人の権利擁護の取組を推進します。

4 基本施策の展開

地域福祉を推進する実施主体を「地域」、「市社会福祉協議会」、「行政」に区分し、それぞれの取組内容や期待される役割を示しました。

基本目標①「豊かな福祉意識を育む地域をつくる」

(基本的方向①ーア) 地域福祉に関する学びの機会の充実

(現状)

地域において、日常的に様々な福祉活動が行われていますが、活動内容が市民に知られていないことや、活動者の高齢化や固定化、後継者の不足などの課題が生じていることから、情報発信体制の強化が必要です。

福祉活動の積極的な情報発信と、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする、市民の地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

(施策の方向性)

地域団体をはじめ、各種ボランティアの活動内容や成果、先進事例の情報収集を積極的に行い、ソーシャルメディア等も活用しながら市民が情報を得やすい広報体制を構築し、活動情報の積極的な発信に努めます。

また、市民の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域・学校における福祉教育の推進を図るとともに、地域福祉活動への参加に結びつく講座を実施し、市民の積極的な参加を促します。

実施主体	取組内容・役割
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉・高齢者・障害のある人・社会的孤立等に関する福祉や保健への関心を高め、一人ひとりができることから行動するように心掛けます。 ○地域行事、ボランティア団体の活動等について、幅広い世代の住民に興味を持ってもらえるよう広報誌、地域のホームページ等で紹介します。 ○「楽しい」「やりがいがある」ボランティア活動の参加を促し、身近な地域福祉に関心を持ってもらえるきっかけをつくります。 ○地域の保育園・幼稚園や学校・児童クラブ等とタイアップした地域活動を行い、地域の高齢者や障害のある人との交流を促進します。 ○企業・学校等が行うボランティア体験に協力します。 ○ボランティア講座や福祉に関する学習会を開催します。

市社会福祉協議会	<p>○市民へ地域福祉に関する情報提供を行うとともに、地域活動の先進的な取組事例をソーシャルメディア等で紹介し、関心を持つ人の裾野を広げていきます。</p> <p>○地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、町会連合会、公民館、女性会（婦人会）、老人会、地域のボランティア等と連携・協力し、地域住民自身が福祉について学び合う機会を作ります。</p> <p>○小中学校を福祉協力校に指定し、地域の関係団体と協力し、児童・生徒のボランティア活動体験や福祉の学習会等を通して、思いやりの心を育みます。</p>
行 政	<p>○高齢者や障害のある人等に対する福祉や保健に関する基本的理解が深まる学習・教育機会の充実を図ります。</p> <p>○ソーシャルメディア等も活用し、福祉と保健に関する様々な情報の提供を行います。</p> <p>○地域福祉等に関する研修会・座談会などを通じて、福祉について考えるきっかけや地域福祉等の考え方を広めます。</p>

<基本的方向の成果指標>

- 金沢かがやき発信講座の開催回数
- ソーシャルメディアを使った地域福祉活動紹介等の情報発信回数
- 地域福祉意識醸成講座の開催回数

地域活動の紹介 I <<地域福祉座談会>>

誰もが安心して暮らせる地域づくりを行うため、多様な主体間による地域の互助活動の調整の場として地域福祉座談会を開催しています。

多様な主体間でネットワークを構築し、地域の情報共有および連携・協働による地域ニーズの把握やそれに基づいた社会資源の開発等、地域の互助活動が広がるように話し合いの場を設けています。

<具体的な取組>

◆主催 地区社会福祉協議会 及び 市社会福祉協議会

◆出席者

- ①地区社会福祉協議会関係者 ②民生委員・児童委員
- ③まちぐるみ福祉活動推進員
- ④各種団体長等（地域の実情に応じ、婦人会、育友会等）
- ⑤地域包括支援センター ⑥市社会福祉協議会
- ⑦金沢市行政
- ⑧地域の関係者（民間企業、社会福祉法人、ボランティア団体等）

◆役割

- ①地域の福祉（生活）課題の整理
 - ・ 地域課題の見える化
 - ・ 地域の互助活動でできること
- ②地域の互助活動の調整
- ③地区の情報共有



(基本的方向①ーイ) 持続可能な地域福祉活動の推進**(現状)**

増加するひとり暮らし高齢者等の地域生活課題への支援活動について、地区社会福祉協議会を中心とした取組や善隣館活動、町会活動の新たな展開が求められています。同じ地域内の様々な課題・ニーズに対して組織的な取組を進めるためには、組織力の強化、活性化を図るための支援、マネジメント力の向上が必要です。

また、感染症の拡大など、様々な理由によってこれまで通りの活動が行えなくなった際にも、地域福祉活動を継続できるような仕組みについて考える必要があります。

(施策の方向性)

地区社会福祉協議会や善隣館等の活動と役割の必要性について、地域住民に理解と協力を求めています。

また、ICT活用の推進や、市民活動サポートセンターによるコミュニティ活動の支援、地域住民に対して地域の状況や活動等についての情報提供などを行い、状況やニーズに応じた地域福祉活動が実践できる組織への変革を図っていきます。

さらに、地域事情に応じた地域独自の活動が展開できるよう、地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附活動などの取組を推進します。

実施主体	取組内容・役割
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会の理事会等を定期的開催し、構成団体間の意思疎通を図ります。 ○地域福祉活動計画策定にあたっては、地域住民の積極的な参画に努めます。 ○地域福祉を推進するスタッフの充実を図ります。 ○地域内のネットワークづくりを進める観点から、構成団体の活性化に努めます。 ○随時、若手の事業推進リーダーを登用するなど、活力ある組織体制の構築に努めます。 ○地域福祉活動の財源となる共同募金の趣旨を理解し、募金活動に協力します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が地域活動に主体的・積極的に活動できるように地区社会福祉協議会役員のマネジメント力を高める研修を充実します。 ○地区社会福祉協議会の活動指針や活動マニュアルを策定し、地域福祉活動計画策定に協力します。 ○地区社会福祉協議会の事業・活動に対する支援体制を強化します。 ○地区の実情に応じて課題を分析・評価し、地域の資源の見える化を進めます。 ○各種財団等が行う助成金についての情報提供や相談支援を行います。 ○地域福祉活動の財源となる共同募金運動への協力者の拡大に努めます。 ○赤い羽根共同募金の機能を生かした金沢市共同募金委員会の活動を支援します。

行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○善隣思想を普及啓発し、地域コミュニティの活性化を図ります。 ○ICTの活用も含めた地域福祉活動の継続を図ります。 ○市民活動サポートセンターにより、コミュニティ活動を推進します。 ○地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組を推進します。
<p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小型タグ、感知器及びスマートフォンアプリを活用した認知症高齢者地域見守りネットワークのボランティア登録者数 ○ 市民活動サポートセンターへの相談件数 ○ 地区社会福祉協議会研修（ブロック別・地区別）の開催回数 	

(基本的方向①ーウ) 地域福祉活動の担い手の育成と環境の整備

(現状)

地域福祉の主な担い手には、民生委員、まちぐるみ福祉活動推進員、各種ボランティア団体などが挙げられます。担い手の高齢化、認知症などの課題や支援を必要とする人の増加などの要因により、ニーズに対して人材が不足しています。また、複雑化して対応に苦慮する課題が増加していることから、支援者が負担を感じるケースも増えています。

このほか、民生委員の高齢化や、経験豊富な人材の減少、活動内容の周知などの課題があります。

(施策の方向性)

全ての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「おたがいさま」の精神を実際の地域活動に結びつけるため、ボランティア活動のきっかけづくりや、活動を促進する取組などにより、地域福祉の担い手を生み出します。また、地域福祉活動の継続・充実を図るため、金沢ボランティアセンター等による地域活動のリーダーやキーパーソンの育成、知識や経験を持ったアクティブシニアや学生が地域における様々な活動で活躍できるための支援を行います。このほか、支援を必要とする人たちを支援する側へとつなげるため、地域活動への参加を支援します。

加えて、地域福祉推進の要でありながら、担い手不足や負担増が課題となっている民生委員について、技術や経験の継承、地域住民への民生委員活動の周知など、民生委員やまちぐるみ福祉活動推進員が活動しやすい環境づくりを強化します。

実施主体	取組内容・役割
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員やまちぐるみ福祉活動推進員の役割について理解し、その活動に積極的に協力します。 ○民生委員とまちぐるみ福祉活動推進員、町会など地域内の関係団体との連携・協力関係を深めます。 ○地域の広報誌などで民生委員活動を紹介します。 ○誰でも参加しやすいボランティアの仕組みづくりやボランティアの協力を広く住民に呼びかけます。 ○地域で活動している個人やボランティア団体等との連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みます。 ○地域福祉の担い手となる人材を発掘し、リーダー・後継者の育成に努めます。 ○学生や定年退職した人など、様々な世代の人が地域の福祉活動の貴重な人材として活躍できる機会をつくります。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑な民生委員活動のため、民生委員児童委員協議会への支援を強化します。 ○民生委員・まちぐるみ福祉活動推進員の資質向上のため、地区・ブロックごとの研修企画の支援や各種研修会の実施を行います。 ○民生委員の対応困難ケースについて、支え合いソーシャルワーカーによる連絡調整を行い、ケース検討会等によりその解決に取組み、安心して活動できる環境を整備します。 ○市民へのボランティア団体の活動内容やイベント・講座の情報発信の充実、地域・ボランティア団体との連携の場づくりなどボランティアセンターの内容の充実を図ります。 ○金沢ボランティア大学校等のボランティア養成機関・団体との連携強化を図り、地域での福祉活動の担い手として繋げる取組を行います。 ○金沢ボランティアセンターにおける市民の個別ニーズに対応する活動のコーディネート機能の強化を図ります。 ○災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施及び災害の支援活動に従事できる人材を全国各地で発生した災害現場へ派遣し、経験豊富な人材を育成します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員と一体となって活動するまちぐるみ福祉活動推進員の機能強化を図ります。 ○民生委員活動の負担や業務量の軽減を図るため、選任基準や定数配置基準について必要な見直しを行います。 ○民生委員が円滑に活動を行えるよう、経験豊富な民生委員の技術・経験の継承を行う等、民生委員活動の支援を総合的に強化します。 ○民生委員と町会等との連携・協力体制の強化を図ります。 ○ボランティアセンター等により、地域におけるリーダー、福祉ボランティア、福祉人材を育成します。 ○社会的に孤立した人などの地域活動への参加を促進します。 ○学生が地域福祉活動に参加しやすくするために必要な情報提供を行います。
<p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉ボランティア団体の活動費支援件数 ○ 重層的支援における参加支援プランを作成した世帯数 ○ 民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率 	

地域活動の紹介Ⅱ <<友愛訪問・安否確認>>

民生委員・児童委員 1 人平均 200 世帯の担当区域に、2～3 人のまちぐるみ福祉活動推進員がひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、支援の必要な子どもがいる世帯などを対象に友愛訪問・安否確認の活動に取り組んでいます。

<具体的な取組>

- ①安否確認のための声かけ・見守り活動（出会った際の声かけ、夜に電気がついているか、新聞がたまっていないかなど）
- ②関係づくりのための友愛訪問（熱中症予防チラシ、お祝い品、おはぎ等のお届け）
- ③情報を提供するための友愛訪問（地域サロン、コミュニティカフェ、子育てサロン、敬老会、バス旅行、サービス紹介パンフレット「すこやか長寿」）
- ④見守りマップの作成（対象世帯を見える化し、情報を共有するための活動）
- ⑤認知症や虐待などリスクを抱える世帯の見守り（地域包括支援センターや児童相談所など専門機関と連携）
- ⑥安否確認や参加者同士の気かけ合う関係づくりにつながる「つどいの場」の運営のお手伝い（地域サロン、コミュニティカフェ、子育てサロンなど）

◆金沢市内の民生委員・児童委員 1,032 人、主任児童委員 110 人

◆まちぐるみ福祉活動推進員 3,385 人（うち民生委員・児童委員、主任児童委員 1,110 人）

コミュニティカフェ



見守りマップの作成



敬老会祝い品



地域活動の紹介Ⅲ ≪金沢ボランティアセンター（金沢市社会福祉協議会内）≫

市民のボランティア活動への理解と参加を促進するため様々な業務を行っています。

＜具体的な取組み＞

①相談と調整

ボランティア活動希望者・団体や、ボランティアによる支援を求める団体との連絡調整

②活動支援

福祉ボランティアグループへの活動費助成及び助成情報の提供、
ボランティア活動保険やボランティア行事用保険の加入受付、加入掛金の助成

③ボランティア活動の普及啓発

ボランティア講座やボランティアカフェ、ジュニアボランティア体験事業の実施、
福祉のつどい、障害者ふれあいコンサートの実施、ボランティア団体等への講師派遣、
情報誌やホームページ、ソーシャルメディアを活用したボランティア情報の提供

④新たなボランティアの掘り起こし

介護支援ボランティアポイント事業や地域福祉ボランティアポイント事業を通じて、
新たにボランティア活動を始める環境を整備

⑤住民参加型ボランティア活動

運転ボランティアによる車椅子利用者の送迎サービス（金沢メルシーキャブサービス）の実施

⑥金沢災害ボランティアセンターの体制強化

被災時に、速やかに被災者の日常生活への復旧支援のために活動ができるよう市内の被災者支援に関わる団体
とネットワークを作り、災害ボランティアセンター設置運営訓練や被災者支援に関する情報交換を実施



(基本的方向①－工) 地域住民の交流促進

(現状)

核家族化が進み、人と人とのつながりが希薄化する中で、地域内で孤独を感じる人は少なくありません。また、子育てに関して、相談する人が身近におらず、不安を抱えながら生活している保護者もいます。

(施策の方向性)

地域コミュニティの醸成と充実、地域での支え合い・協力関係づくりを進めるための地域における身近な居場所づくり（地域サロン、子育てサロン、コミュニティカフェ等）の拡充のほか、各種団体の交流・連携を促進し、子育てを応援する地域づくりの推進や、住民同士のつながりやふれ合いの場をつくっていきます。

実施主体	取組内容・役割
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○市民みんなが地域社会の一員として参加しやすい行事や活動を企画します。 ○行事等への参加だけでなく、スタッフとしての参加も呼び掛けます。 ○小地域で住民が気軽に集える「居場所づくり」を進めます。 ○学校・病院・保健所など専門機関と連携して、地域サロンや子育てサロンの内容の充実を図ります。 ○広報誌やチラシ等で地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進します。 ○地域主体であいさつ運動や声かけ運動を展開します。 ○地域内の団体間での情報交換や情報共有に取り組みます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域サロンや子育てサロンの企画・運営に対する助言や情報提供、運営担当者の研修実施などの支援をします。 ○住民の社会貢献への気持ちを汲み取り、地域生活課題の解決に向けた市社会福祉協議会の活動に参画できる機会をつくります。 ○地域福祉関係者・福祉専門機関と連携・協力し、子育て家庭、高齢者、障害のある人等が気軽に地域の住民と交流できる場づくりを行います。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が気軽に集まり活動する通いの場の充実や、地域住民と専門職が気軽に話し合える地域の拠点を整備します。 ○官公庁・企業等のワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、地域活動に参加しやすい環境づくりを推進します。 ○地区社会福祉協議会や善隣館が行う交流活動を活性化します。 ○学校や企業、福祉施設等と地域住民との交流を促進します。
<p>＜基本的方向の成果指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域サロンの開催回数 ○ 子育てサロンの開催箇所数 ○ 善隣館が実施する地域活動事業への支援件数 	

基本目標②「地域で支え合う多様な仕組みをつくる」

(基本的方向②ーア) 地域主体の生活サポート体制の推進

(現状)

ひとり暮らしの高齢者を中心に、買物やごみ出し、除雪、電球交換などの日常生活のちょっとした困り事が地域生活課題として近年顕著になってきており、高齢者等が地域で安心して暮らせる仕組みが必要不可欠です。

また、地域のつながりの希薄化などから、課題を抱えながら地域の中で孤立するケースも増えています。

(施策の方向性)

地域生活課題について、公的サービスで全て対応することには限界があることから、地域ボランティアや多様な実施主体に協力を働きかけ、地域住民主体のサポート体制（向こう三軒両隣の関係の強化や、地域住民の支え合い等）を推進し、地域生活課題の解決を図ります。

また、地域で孤立している人の社会参加を支援し、地域と継続的なつながりができるよう取り組みます。

実施主体	取組内容・役割
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らし高齢者等の生活ニーズと地域住民のボランティア活動のニーズに関する情報の一元化やマッチングを行い、地域で解決できる仕組みづくりに取り組みます。 ○地域生活課題を解決するため、地区社会福祉協議会を構成する団体の連携を図る地域福祉支援コーディネーターの活動を活性化します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーターを派遣し、地域における支え合いの取組を支援します。 ○地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会、町会連合会、公民館、女性会（婦人会）、老人会、地域のボランティア、地域包括支援センター等の専門機関、NPO、事業所、行政と連携・協力し、市民の地域生活課題の解決に向けた仕組みづくり・体制づくりに取り組みます。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○ちょっとした困り事等の地域生活課題について、地域のボランティア等のサポートで解決できる仕組みづくりを行い、生活サポート体制の構築を促進します。 ○地域と連携するNPOや企業等の取組を活性化します。 ○課題を抱える人が社会と継続的なつながりを持てるよう支援し、居場所と役割を見つめられるよう働きかけます。
<p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉支援コーディネーターの配置地区数 ○ 地域安心生活支え合い事業の実施地区数 	

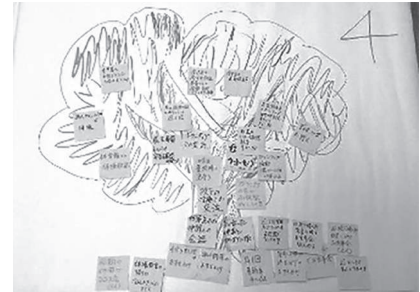
地域活動の紹介Ⅳ ≪生活支援コーディネーター≫

金沢市社会福祉協議会に、全市域（第1層）担当1名と日常生活圏域（第2層）担当4名の「生活支援コーディネーター」を配置しています。

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的としており、地域活動に参加している住民と専門職、制度（サービス）と地域・人、住民同士などをつなぐ多様なネットワークを構築し、誰もが役割を發揮できる元気な地域づくりを目指しています。

<具体的な取組例>

- ①地域のニーズと社会資源の見える化
 - ・お宝探しワークショップ（身近な支え合い活動の発掘）の開催
 - ・地域支え合い百万石通信（つどいの場の情報発信）の作成
 - ・Google mapを活用したつどいの場の見える化
- ②多様な主体とのネットワークの構築
 - ・各地区社会福祉協議会との情報交換
 - ・地域包括支援センター等との意見交換会の実施
- ③生活支援の担い手の育成やサービスの開発・マッチング
 - ・地域における支え合いの推進（コミュニティカフェ、ボランティアの組織化、移動支援等）
 - ・生活支援フォーラムの開催（介護予防ワークショップ・地域づくりに関する意見交換等）
 - ・市民団体等との連携による資源開発



地域活動の紹介Ⅴ ≪地域福祉支援コーディネーター≫

地区社会福祉協議会の活動を活性化するため、各地区社会福祉協議会のスタッフとして「地域福祉支援コーディネーター」を配置しています。地域福祉支援コーディネーターは、ボランティア活動や町会活動等の経験を活かして活動しています。

主な活動内容は、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者等に地域住民ができる範囲のお手伝いをする取組みである「地域安心生活支え合い事業」を推進するため、ボランティアのコーディネートや関係団体との活動調整、住民のつどいの場の運営等、地区社会福祉協議会の様々な活動の運営補助となります。

<具体的な取組例>

- ①住民が集まりやすい場所で開催するコミュニティカフェの運営
- ②ちょっとした生活上の困りごとを住民の力で解決する生活支援サービスの活動調整
- ③買い物に不便を感じる高齢者向けの移動支援サービスのボランティア調整
- ④地区社会福祉協議会活動全般の事務補助



(基本的方向②ーイ) 早期発見に向けた見守り体制の強化**(現状)**

少子高齢化の進展や単身世帯の増加により、早期発見、早期対応、不安の解消等が必要な、いわゆる「見守り」を必要とする人が増加しています。支援が必要な高齢者等の地域生活課題の発見や対応について、民生委員、地域ボランティア、町会、事業者などにより、見守り活動が行われています。

(施策の方向性)

従来の見守り活動から漏れる人や、制度から漏れる人を社会から孤立させない取組が急務であることから、地域住民、地域に関わる全ての団体、事業者などによるネットワークの充実・強化を図ります。また、アウトリーチ等の手法を通じて、まだ支援が届いていない人にアプローチするなど、地域全体で見守る体制をこれまで以上に強化します。

さらに、近年の自然災害の激甚化を受けて、地域における安全・安心の確立が求められていることから、日常的な見守りなどの取組や、個別避難計画の作成を通して、災害時に要援護者を地域で支える仕組みづくりを進めます。

実施主体	取組内容・役割
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の日頃から顔の見える関係づくりや、支援を必要とする人の把握・支援体制づくりをまちぐるみで進めます。 ○地域包括支援センターや民生委員などとの連携・協力を強化します。 ○民生委員と自主防災組織との連携を深め、情報共有を図ります。 ○災害時に備え、個人情報の開示の同意が自助につながることなど、個人情報の適切な対応について取り組みます。 ○防災マップや見守りマップなどを地域住民で作成し、日頃から災害時に支援を必要とする人を地域ぐるみで見守ります。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な不安や悩みを抱えている人を支援するボランティア団体・NPO等の活動について支援や情報提供を行います。 ○地域で時として起こる不安や偏見による排除等について、支え合いソーシャルワーカーが適切に関わり、正しい知識や共感を促し市民とともに地域社会を支えます。 ○まちぐるみ福祉活動推進事業について、今後の地域ニーズに即した体制のあり方を検討します。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が主体的に地域生活課題を共有し、住民相互の支え合い活動が促進されるよう支援します。 ○地域包括支援センターの周知を図るとともに、関係機関との連携や相談支援体制の強化に努めます。 ○支援が届いていない人に対し、アウトリーチ等を通じて継続的な支援に結びつけます。 ○高齢者福祉保健台帳等により、民生委員等の見守り活動を補完します。 ○高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法の被害を防ぐための取組を推進します。 ○避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成を推進します。 ○罪を犯した人の生きづらさの解消に向け、再犯防止推進ポータルサイトの運営や再犯防止を推進する団体との連携施策などを実施します。
<p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の身近な福祉相談窓口への相談件数 ○ 地域ケア会議の開催回数 	

地域活動の紹介Ⅵ <<地域の身近な福祉相談窓口>>

支援を必要とする人々が住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、市内 54 地区の地区社会福祉協議会に「地域の身近な福祉相談窓口」を設置しています。相談員は、日ごろから地域福祉活動に従事している地区社会福祉協議会職員などで、金沢市が指定する研修を修了した方々です。

支援を必要とする人を早期発見し、支援に繋がる体制の構築を図っています。

<具体的な取組>

- ①地域住民等を対象とした身近な福祉相談の実施と支援機関への取り次ぎ
- ②福祉サービスに関する情報、ボランティア情報、地域福祉活動情報等の福祉情報の受発信



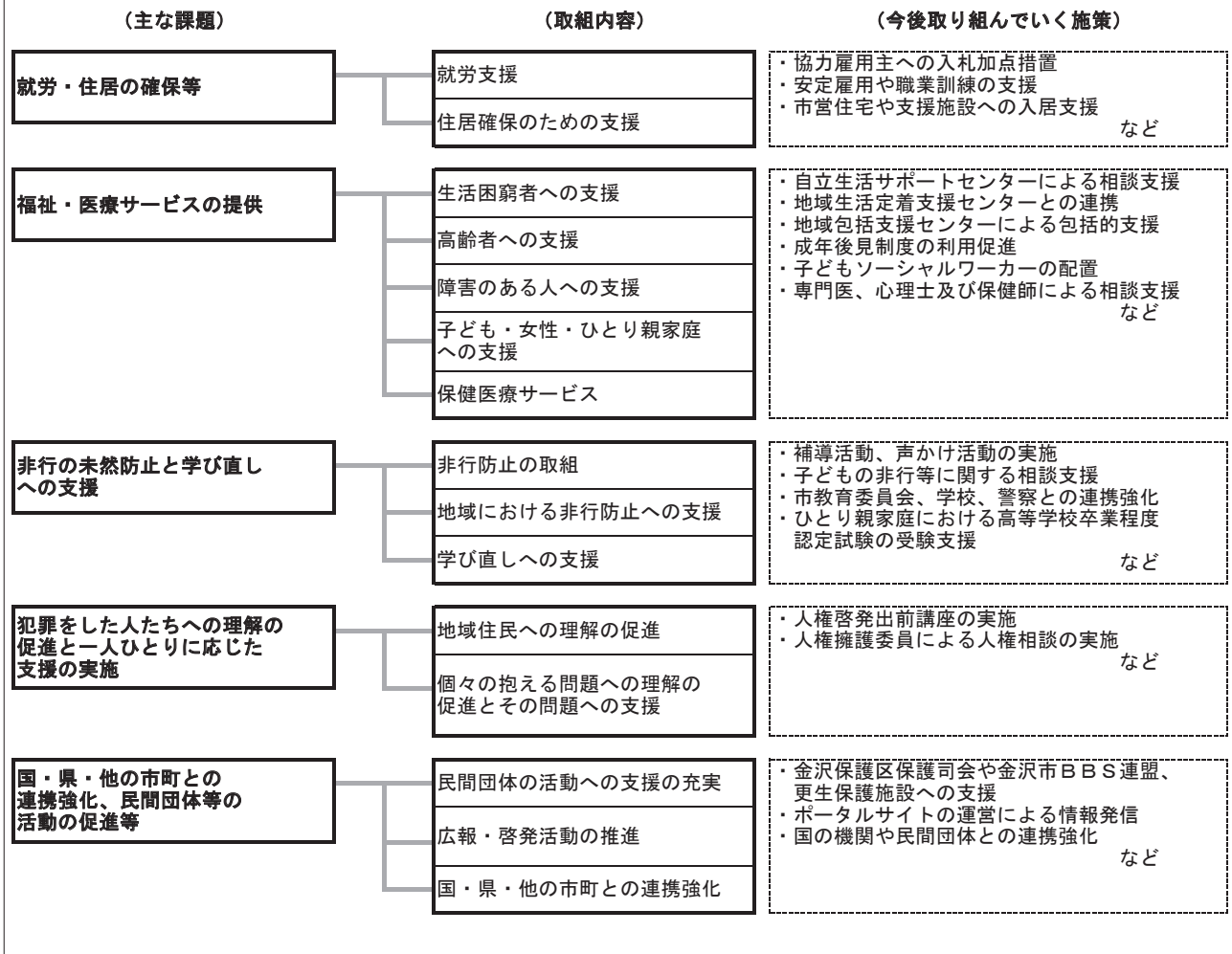
<再犯防止の推進>

金沢市における令和3年の刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合は49.3%であり、約半数が再び罪を犯しています。市民生活の安心・安全の確保のためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

しかしながら、罪を犯した人は、元来、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰をするためには支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま、再び罪を犯していることが少なくありません。

このような状況を踏まえ、本市は、市民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、再犯防止に関する施策を推進することにより、罪を犯した人の円滑な社会復帰を支援していきます。

【実施体制】



再犯防止の取組紹介 <<湖南学院（少年院）と地域連携で地域課題の解決>>

湖南学院（少年院）で作る野菜や加賀友禅の製品を通じて社会とのつながりを知り、「仕事」とは何か、「社会」とは何かを考えてもらうために分野を超えた多様な機関が連携し、「地域の誰かのためになる製品づくり」をテーマに生徒たちと一緒に考えていくプロジェクトを実施しました。

<具体的な取組>

①福祉講座

- ・「高齢者に関する地域の各種取り組み」「子どもに関する地域の各種取り組み」について講義

②小立野地区社会福祉協議会で実施している「見守りキーホルダー」のデザイン

- ・高齢者の見守り支援に活用（製作中）

③湖南学院で育てた野菜の提供および料理の提案

- ・地域で実施している宅配サービスに活用（金時草の寒天）
- ・ひとり親家庭への支援に活用



(基本的方向②ーウ) 伴走型相談支援体制の強化

(現状)

地域生活課題が多様化する中、複合的な課題を抱える人や、セルフネグレクト（自己放任）など、身近に相談できる人がいないことや相談先が分からないために、問題を抱え込み、社会的に孤立してしまう人がいます。

(施策の方向性)

一人ひとりの地域生活課題や、複合的な課題を相談する場所が身近にあることで、問題を抱えた人の早期把握と深刻化の予防が図られることから、それぞれの地域における相談支援体制を強化します。

また、自殺等の深刻な状態につながる兆候のある人など、地域の相談窓口だけでは対応できない場合や、緊急の対応が必要な場合などに、相談内容に応じて専門機関につなげることができる相談体制や、専門機関等の連携により、複合的課題にも分野を問わず対応できる、重層的な支援体制を強化します。

実施主体	取組内容・役割
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス利用に関する情報や相談窓口の把握を行います。 ○深刻な状態につながる兆候のある人に気がついた場合、相談窓口に連絡します。 ○介護・虐待・成年後見制度等の専門的な知識を地域で学ぶ機会をつくります。 ○地域包括支援センターと民生委員などとの連携・協力を強化します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○今ある社会資源や制度では解決しにくい困りごとを抱えている人一人ひとりの生活や想いに寄り添い、解決に向けて支援します。 ○成年後見制度等の権利擁護に関する相談体制・日常生活自立支援事業の充実や研修会の開催等、市民への積極的な制度周知に努めます。 ○福祉健康センター、地域包括支援センター、児童相談所、基幹相談支援センター、相談支援事業所、法律・医療・司法等の専門機関や社会資源を市民が適切に利用できるようつなぎ役としての機能強化を図ります。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の身近な場所で、地域生活課題に関する相談を属性や世代を問わず包括的に受け止め、専門的にサポートする体制を強化します。 ○専門機関等の多機関の協働により、重層的支援体制を強化します。
<p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重層的支援における支援プランを作成した世帯数 ○ 支え合いソーシャルワーカーの配置人数 	

<金沢版重層的支援体制整備事業>

※令和4年度から本格実施

○事業目標

地域住民の支援ニーズに応じた包括的な支援体制を構築します。

○基本方針

「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」の両輪で支援します。

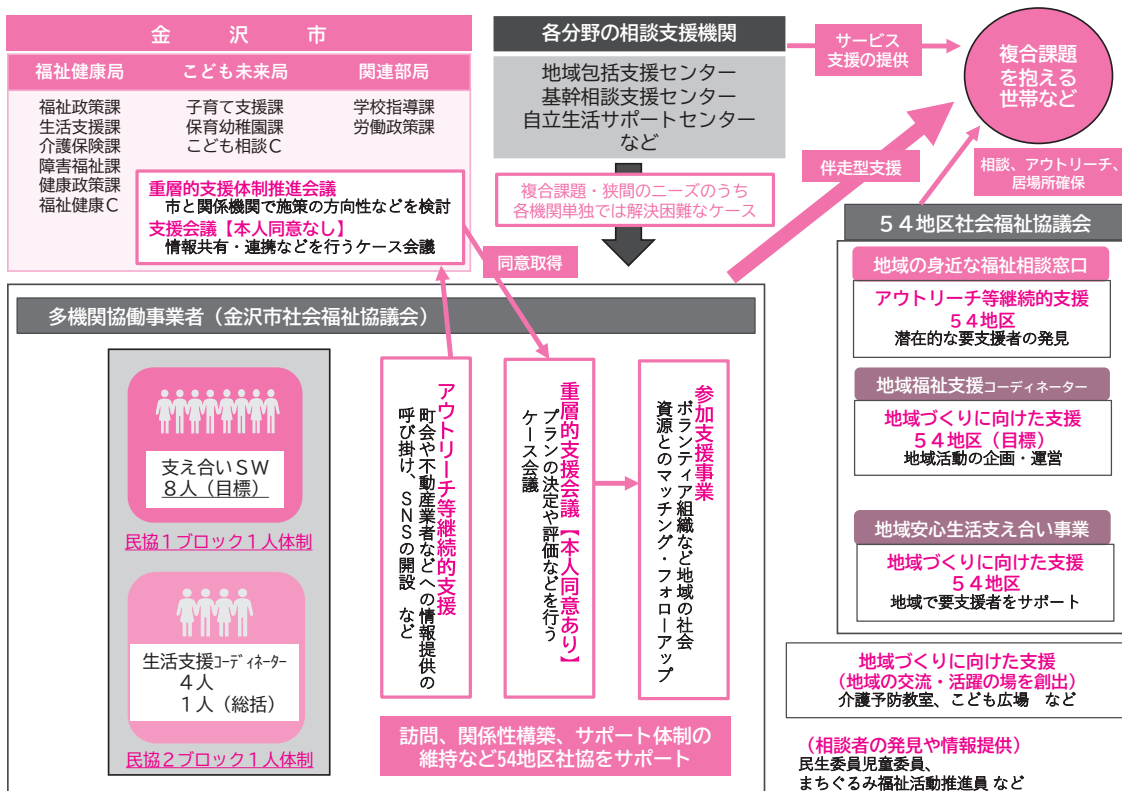
○実施体制

- 事業全体の方向性の決定や評価・見直し等を行うため、「重層的支援体制推進会議」を設置し、各関係機関との連携の強化を図ります。
- 本人から同意を得られない場合は、本市に設置する「支援会議」で関係機関との情報共有等を行い、支援につなげるべく継続的な見守りを行います。
- 行政と他の支援機関が連携する形を基本とし、それらのつなぎ役として、支援をコーディネートする「支え合いソーシャルワーカー」を、多機関協働事業者である金沢市社会福祉協議会に配置します。

支え合いソーシャルワーカーの役割

- 支援ニーズの把握や相談の受け止め、各相談支援機関との連絡調整
- 支援プランの決定や評価等を行う「重層的支援会議」の運営
- アウトリーチ機能を担う「地域の身近な福祉相談窓口」のサポート
- 地域の社会資源の掘り起こしや参加支援のマッチング など

【実施体制のイメージ図】



地域活動の紹介Ⅶ 《支え合いソーシャルワーカー》

社会状況の変化により、高齢・子育て・障害・生活困窮など、さまざまな分野が重なり合った複雑な困りごとを抱える方が増えています。支え合いソーシャルワーカーは従来の支援だけでは対応や解決が困難な複合化したケースの調整役を担い、支援機関と連携して包括的な相談支援体制の構築を目指します。

<具体的な取組>

- ①包括的な支援体制づくり（多機関協働事業）
- ②必要な支援を届ける（アウトリーチ等支援事業）
- ③社会とのつながりづくり（参加支援事業）

重層的支援会議（多機関協働）



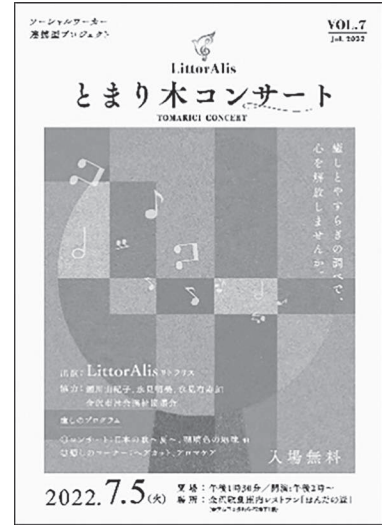
ごみ屋敷の支援（アウトリーチ）



みんなの社協食堂（参加支援）



コンサート企画協力（参加支援）



〔基本的方向②ー工〕 多様な団体の連携強化

(現状)

地域活動を行う各種団体は多忙となっており、他の団体との連携の弱体化や、地域生活課題が各種団体間で十分に共有されていない事が危惧されています。地域の様々な課題を解決するためには、各種団体が協力・連携することにより、地域生活課題を共有し、解決力を強化することが不可欠となっています。

(施策の方向性)

地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、町会、公民館、ボランティア、学校、市社会福祉協議会、福祉施設、地域包括支援センター、企業、NPO、行政など、地域を取り巻く様々な担い手の連携やネットワークを強化し、地域全体で地域生活課題を共有するとともに、課題に対する解決力が強化されるよう支援します。

実施主体	取組内容・役割
地 域	<p>○地域活動を行う各種団体等の事業について理解し、その活動に積極的に協力します。</p> <p>○地域生活課題を地域の各種団体間で共有します。</p> <p>○社会福祉法人、福祉施設との連携を図り、地域における市民支援の力を高めます。</p> <p>○オートロックマンション等の管理組合、管理会社と提携し、マンション内掲示板や見守り活動、情報提供等への協力を得ます。</p>
市社会福祉協議会	<p>○地域団体、ボランティア、学校、福祉施設、地域包括支援センター、企業、NPO、行政等、地域を取り巻く担い手の連携やネットワークを強化します。</p> <p>○市社会福祉協議会の専門部会及び介護サービス事業者連絡会等の関係団体が、共同で地域生活課題の解決に向けた事業に取り組むなど、連携強化を図ります。</p> <p>○地域福祉推進についての情報交換や協議を行うため、市町会連合会、市公民館連合会、市校下婦人会連絡協議会、市地区社会福祉協議会会長部会、市民生委員児童委員協議会、市共同募金委員会等の地域福祉推進関係団体との連携を強化します。</p> <p>○多様な組織・関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」として、市社会福祉協議会の機能を強化します。</p>
行 政	<p>○地域生活課題に対応できるよう各地域団体間の連携・協働を促進します。</p> <p>○地域団体やボランティア、学校、福祉施設、企業、NPO等、地域を取り巻く担い手の連携やネットワークを強化します。</p> <p>○各種団体と連携し、高齢者等の消費者被害防止のための取組の充実を図ります。</p> <p>○社会福祉法人による「地域における公益的取組」を促す環境整備を推進します。</p>
<p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民協働型児童虐待防止活動の連携（委託）団体数 ○ 災害福祉活動における経済団体との連携協定数 ○ 地域福祉関係団体との連携強化事業の実施回数 	

基本目標③「福祉サービスの充実したまちをつくる」

(基本的方向③ーア) 幅広い福祉サービスの提供

(現状)

新たな課題の顕在化など、福祉ニーズの複雑化・多様化に対応できるよう既存の公的福祉サービスの評価等による見直しや拡充を行い、適正な質・量のサービスを持続的・安定的に提供するための取組が必要となっています。

(施策の方向性)

公的福祉サービスの質・量の充実に図っていくとともに、様々な視点に立ったサービス創出のための取組を推進し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。また、生活困窮者等の居住や就労に関する支援、自殺対策やひきこもりに関する支援、養護者が抱える課題にも着目した虐待防止の取組などを推進します。

実施主体	取組内容・役割
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○適切なサービスの利用に努めます。 ○地域の広報誌などで各種制度の情報提供に努めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○介護・福祉サービス事業従事者の研修や介護職員同士の仲間づくりを進め、やりがいを持って働き続けられる職場づくりを支援します。 ○社会福祉事業従事者互助会の財政基盤の強化を図り、福祉人材が安心して働くことができる環境づくりに努めます。 ○金沢障害者就業・生活支援センターの個別就労支援や関係機関との連携を強化します。 ○金沢福祉用具情報プラザにおける、障害特性に合わせた相談対応や重度障害のある人の支援体制を充実します。 ○障害の有無を問わず、社会的孤立に起因する地域生活課題（ひきこもり、住居就労不安定者）を抱える人の居場所づくりや住民の支え合いによる仕組みづくりに取り組みます。 ○子ども食堂など、子どもの学びや育ち、子どもの未来を応援する取組の支援を通じて様々な市民が交流する居場所づくりを支援します。

行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズの複雑化・多様化に対応できるよう既存の公的福祉サービスの評価等による見直しや拡充など、様々な視点に立ったサービス創出のための取組を推進します。 ○適正な質・量のサービスを、持続的・安定的に提供するための取組を推進します。 ○居住や就労に課題を抱える人に対し分野横断的に支援します。 ○自殺対策に関する普及啓発や支援を推進します。 ○ひきこもりに関する支援体制を強化します。 ○高齢者・障害のある人・子どもに対する虐待の対応や、家庭内で虐待を行った養護者が抱えている課題に着目した支援のあり方を検討します。 ○地域共生型の福祉活動を推進します。
<p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝たきり重度障害者援護助成人数 ○ ひきこもりに関する支援件数 ○ 善隣館いこいの広場事業の開催回数 	

〔基本的方向③ーイ） 社会的・経済的自立への支援

（現状）

経済的困窮や社会的孤立、制度の狭間にある課題や複合的な課題がある人等の個々の状況に応じた生活支援や就労支援について包括的に対応できる体制が必要となっています。

また、貧困の連鎖の防止や、子どもの貧困への対応のための重層的な支援が必要となっています。

（施策の方向性）

社会的孤立や経済的困窮等による生活困窮者について、早期発見から早期支援につなぐ取組を推進するとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業など、各種支援事業を実施します。また、子どもの貧困対策を総合的に進めるため、児童家庭相談室を核に、関係機関との連携を図るほか、障害のある人に対する就労支援の強化に取り組みます。

実施主体	取組内容・役割
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○身近に様々な課題を抱えた人がいた場合、積極的な見守りや、関係機関への相談を行います。 ○支援を必要とする人の早期把握から早期支援につなぐ相談支援体制をつくります。

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業（相談支援、家計改善、住居確保給付金など）による支援等を実施します。 ○生活困窮世帯における貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の中学生等への学習支援と社会的な居場所づくりに取り組みます。 ○生活困窮者の自立を支援するため、生活福祉資金貸付の相談支援体制の充実と資質向上を図ります。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的困窮や社会的孤立等、分野横断的に関係する相談者に対応します。 ○子どものための貧困対策を推進します。 ○福祉・税・医療保険・ライフライン等を所管する各部署・機関の連携を図り、生活困窮者の早期支援につなげます。 ○障害のある人の就労支援を行います。
<p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立相談支援事業の相談件数 ○ 就労支援事業所へのアドバイザー派遣件数 	

〔基本的方向③ーウ） 人権尊重と権利擁護の取組への支援〕

（現状）

地域福祉を推進していく上で、最も大切なのは「人権を尊重する」すなわち市民一人ひとりが、属性に関わらず、全ての人をいたわり尊重することです。また、判断能力が十分でない人や、虐待やDVの被害を受けた人などの権利擁護の必要性もますます高まっています。

（施策の方向性）

教育機関、福祉施設、地域、家庭などにおいて様々な機会を通じて、人権問題に対する理解と認識を深める取組を進めます。

また、判断能力が十分でない高齢者や障害のある人等の権利擁護の支援を行うため、中核機関の運営を通して、権利擁護関係機関による地域連携ネットワークを構築し、分野を横断した支援体制の充実を図るとともに、「成年後見制度利用促進法」に基づき、成年後見制度を含めた幅広い支援や対応ができる体制の整備を図ります。

さらに、障害のある人への差別の解消や合理的配慮への理解を深め、共生社会の実現を推進します。

実施主体	取組内容・役割
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども、女性、高齢者及び障害のある人の人権を尊重し、虐待防止に取り組みます。 ○講座などで人権について学び、人権尊重に対する理解と認識を深めます。 ○人権教育を推進する人材育成に努めます。 ○民生委員、保護司などの地域の関係者、関係機関と連携し、「声を出せない人」の情報が入る体制を構築します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○行政・教育機関と協力し、市民、地域福祉活動関係者、福祉事業従事者を対象とした人権研修を企画・実施します。 ○地域が企画する人権講座について、講師などの情報提供を行います。 ○成年後見関係機関（行政、家庭裁判所、地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）と連携し、相談支援体制の強化及び成年後見制度の利用促進を図ります。 ○市民が安心して地域で暮らせるよう、成年後見制度利用促進協議会等において、安心して利用できる成年後見制度や日常生活自立支援事業のあり方の検討や、法人後見の取組を行います。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○金沢市人権教育・啓発行動計画に基づき、必要な施策を進めます。 ○福祉に関する相談機関・窓口や各種福祉制度・成年後見制度等を広報誌等でわかりやすく市民にPRします。 ○市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人の金銭管理、身元保証人など権利擁護を推進します。 ○障害のある人への差別の解消や合理的配慮についての理解を深め、共生社会を推進します。 ○中核機関を運営することにより、権利擁護関係機関による地域連携ネットワークを構築します。
<p>＜基本的方向の成果指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権啓発に関する講座、講演会等の開催回数 ○ 成年後見制度利用にかかる市長申立の件数 	

＜成年後見制度を利用しやすい環境の整備＞

2016年（平成28年）に施行された、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。この法律では、市町村においても成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本市においてはその趣旨を踏まえ、次の取組を進めます。

（取組の内容は、『基本的方向②－ウ 伴走型相談支援体制の強化』及び『基本的方向③－ウ 人権尊重と権利擁護の取組への支援』を含むものとしています。）

- (1) **金沢権利擁護センターの機能強化**
- (2) **成年後見制度を利用する人がメリットを実感できる制度の運用**
- (3) **権利擁護関係機関（行政、家庭裁判所、地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）による地域連携ネットワークの構築**
 - ＜具体的な機能＞
 - ・ 権利擁護支援が必要な人の発見支援及び相談支援体制の整備
 - ・ 広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を段階的に整備
- (4) **中核機関の設置・運営**
- (5) **不正防止の徹底と制度利用のしやすさとの調和**

金沢市地域福祉計画 2023

2023年（令和5年）3月発行

発行／金沢市

編集／福祉健康局福祉政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL.076-220-2278 FAX.076-260-7192

E-mail fukusei@city.kanazawa.lg.jp



金沢市社会福祉協議会中期経営計画

2024年（令和6年）3月発行

発行／社会福祉法人金沢市社会福祉協議会
〒920-0864 金沢市高岡町7番25号
金沢市松ヶ枝福祉館

TEL. 076-231-3571 FAX. 076-231-3560